

平成 19 年第1回まんのう町議会定例会会議録(第1号)

平成19年3月9日 開 議 午前9時30分

	議 長	<p>ただいまの出席議員は21名であります。定足数に達しておりますので、これより平成19年第1回まんのう町議会定例会を開会いたします。</p>
		<p>招集者であります町長のご挨拶をお願いいたします。</p>
		<p>町長、栗田隆義君。</p>
	町 長	<p>皆さん、おはようございます。平成19年まんのう町議会第1回定例議会をお願い申し上げましたところ、議員各位におかれましては、ご出席をいただきましてありがとうございます。まず、ただいま全国町村議会議長会長表彰を受けられました6名の議員の皆様方には、改めて心からお慶びを申し上げます。おめでとうございます。今後とも、町政の発展のためにご尽力いただきますようお願いを申し上げます。今年の冬は100年ぶりの暖冬ということでありまして、桜の開花予想も10日ほど平年より早くなっておるように聞いております。またその影響で、非常に降雨量が少なくなっておりますので、今から今年の夏の渇水が心配されるわけであります。また3月、4月は卒業式、また入学式のシーズンでもありまして、多くの別れと出会いがあるわけでありまして、多くの若者たちが希望に満ちた新しい旅立ちの季節でもあります。本定例会は、18年度の補正予算、19年度の当初予算、条例制定などをご審議いただくわけではありますが、私自身、初めての新年度予算の編成を行ったものでありまして、後ほど施政方針を申し上げますが、財政事情が非常に厳しい中での予算編成であります。新しい町の発展のために全力を挙げてがんばってまいり所存でございますので、議員各位皆様方におかれましては、ご理解ご協力を賜りますよう、心からお願い申し上げます。</p>
		<p>本日お願い申し上げます補正予算、当初予算など慎重審議55件、人事案件などございますが、慎重審議のうえご決定賜りますようお願いを申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。</p>
	議 長	<p>これより本日の会議を開きます。</p>
日程第1		<p>日程第1 本日の議事日程等について、議会運営委員会の報告を願います。</p>
		<p>議会運営委員長、川原茂行君。</p>
	川原議員	<p>議会運営委員会のご報告を申し上げます。3月1日午前9時より、第1委員会室におきまして、町長、助役、総務課長、議長同席のもとに、議会運営委員会の委員5名が出席いたしまして、一般会計予算審議方法について協議いたしました。また、3月6日午前9時30分より第1委員会室におきまして、町長、助役、総務課長、議長同席のもとに、議会運営委員会の委員全員が出席い</p>

川原議員	<p>たしまして、3月定例議会運営について慎重に審議をいたしました。その結果をご報告いたします。</p> <p>それでは、お手元に配布されております議事日程第1号について、ご説明を申し上げます。</p> <p>日程第1 議会運営委員会報告</p> <p>日程第2 会議録署名議員の指名</p> <p>日程第3 会期の決定 3月9日本日より、3月26日の18日間といたします。</p> <p>日程第4 議会報告</p> <p>日程第5 施政方針</p> <p>日程第6 所管事務調査の委員長報告 総務常任委員長</p> <p>日程第7 付託案件及び所管事務調査の委員長報告 教育民生常任委員長</p> <p>日程第8 所管事務調査の委員長報告 建設経済常任委員長</p> <p>日程第9 満濃池周辺整備促進調査特別委員会の委員長報告 満濃池周辺整備促進調査特別委員会委員長</p> <p>日程第10 水資源対策特別委員会の委員長報告 水資源対策特別委員長</p> <p>日程第11 議案第2号 まんのう町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について 即決でお願いいたします。</p> <p>日程第12 議案第1号 まんのう町安全で安心なまちづくり条例の制定について 総務常任委員会に付託</p> <p>日程第13 議案第2号 まんのう町商品券条例の制定について 建設経済常任委員会に付託</p> <p>日程第14 議案第3号 まんのう町職員の公益法人等への派遣等に関する条例の制定について 総務常任委員会に付託</p> <p>日程第15 議案第4号 まんのう町課設置条例の一部改正について 即決</p> <p>日程第16 議案第5号 まんのう町分担金徴収条例の一部改正について 建設経済常任委員会に付託</p> <p>日程第17 議案第6号 まんのう町中小企業融資条例の一部改正について 建設経済常任委員会に付託</p> <p>日程第18 議案第7号 まんのう町特別会計条例の一部改正について 総務常任委員会に付託</p> <p>日程第19 議案第8号 政治倫理の確立のためのまんのう町長の資産等の公開に関する条例の一部改正について 総務常任委員会に付託</p> <p>日程第20 議案第9号 まんのう町副町長定数条例の制定について 総務常任委員会に付託</p> <p>日程第21 議案第10号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について 総務常任委員会に付託</p>
------	--

	川原議員	<p>議案第 8 号から議案第 10 号までは関連がありますので、一括議題とさせていただきます。</p> <p>日程第 22 議案第 11 号 まんのう町エピアみかどの設置及び管理に関する条例の制定について 総務常任委員会に付託</p> <p>日程第 23 議案第 12 号 まんのう町琴南健康ふれあいの里の設置及び管理に関する条例の制定について 総務常任委員会に付託</p> <p>日程第 24 議案第 13 号 まんのう町福祉施設美霞洞温泉の設置及び管理に関する条例の制定について 総務常任委員会に付託</p> <p>日程第 25 議案第 14 号 まんのう町琴南高齢者婦人活動センターの設置及び管理に関する条例の制定について 総務常任委員会に付託</p> <p>日程第 26 議案第 15 号 まんのう町大川山キャンプ場の設置及び管理に関する条例の制定について 総務常任委員会に付託</p> <p>日程第 27 議案第 16 号 まんのう町特別養護老人ホームの設置及び管理に関する条例の制定について 総務常任委員会に付託</p> <p>日程第 28 議案第 17 号 まんのう町琴南高齢者生活福祉センターの設置及び管理に関する条例の制定について 総務常任委員会に付託</p> <p>日程第 29 議案第 18 号 まんのう町琴南高齢者ふれあいランドの設置及び管理に関する条例の制定について 総務常任委員会に付託</p> <p>日程第 30 議案第 19 号 まんのう町集会場の設置及び管理に関する条例の制定について 総務常任委員会に付託</p> <p>日程第 31 議案第 20 号 まんのう町営農飲雑用水施設の設置及び管理に関する条例の制定について 総務常任委員会に付託</p> <p>日程第 32 議案第 21 号 まんのう町仲南道の駅交流センターの設置及び管理に関する条例の制定について 総務常任委員会に付託</p> <p>日程第 33 議案第 22 号 まんのう町仲南特産品センターの設置及び管理に関する条例の制定について 総務常任委員会に付託</p> <p>日程第 34 議案第 23 号 まんのう町塩入ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の制定について 総務常任委員会に付託</p>
--	------	---

川原議員	日程第 35 議案第 24 号	まんのう町塩入ふれあいロッジの設置及び管理に関する条例の制定について	総務常任委員会に付託	
	日程第 36 議案第 25 号	まんのう町塩入ふるさと研修館の設置及び管理に関する条例の制定について	総務常任委員会に付託	
	日程第 37 議案第 26 号	まんのう町塩入健康センターの設置及び管理に関する条例の制定について	総務常任委員会に付託	
	日程第 38 議案第 27 号	まんのう町二宮忠八飛行館の設置及び管理に関する条例の制定について	総務常任委員会に付託	
	日程第 39 議案第 28 号	まんのう町法人の設立及び出資等に関する条例の制定について	総務常任委員会に付託	
	日程第 40 議案第 29 号	まんのう町公の施設の指定管理者に関する条例の制定について	総務常任委員会に付託	
	日程第 41 議案第 30 号	まんのう町琴南地区特定施設に関する基金条例の制定について	総務常任委員会に付託	
	日程第 42 議案第 31 号	まんのう町仲南地区特定施設に関する基金条例の制定について	総務常任委員会に付託	
	議案第 1 1 号から議案第 3 1 号までは関連がありますので、一括議題とさせていただきます。			
	日程第 43 議案第 32 号	仲多度南部消防組合理約の一部変更について	即決	
	日程第 44 議案第 33 号	財田川防災組合理約の一部変更について	即決	
	日程第 45 議案第 34 号	中讃広域行政事務組合理約の一部変更について	即決	
	日程第 46 議案第 35 号	香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び香川縣市町総合事務組合理約の一部変更について	即決	
	日程第 47 議案第 36 号	まんのう町外三ヶ市町山林組合理約の変更について	即決	
	日程第 48 議案第 37 号	まんのう町外三ヶ市町（七箇地区）山林組合理約の変更について	即決	
	日程第 49 議案第 38 号	まんのう町外二ヶ市町（十郷地区）山林組合理約の変更について	即決	
議案第 3 2 号から議案第 3 8 号までは関連がありますので、一括議題とさせていただきます。				
日程第 50 議案第 39 号	字の区域の変更について	建設経済常任委員会に付託		
日程第 51 議案第 40 号	平成 1 8 年度まんのう町一般会計補正予算（案）	即決		
日程第 52 議案第 41 号	平成 1 8 年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）	教育民生常任委員会に付託		
日程第 53 議案第 42 号	平成 1 8 年度まんのう町老人保健特別会計補正予算（案）	教育民生常任委員会に付託		



日程第3	議 長	<p>21番 谷森哲雄君、2番 小亀重喜君を指名いたします。</p> <p>日程第3 会期決定の件を議題といたします。</p> <p>お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から3月26日までの18日間といたしたいと思っております。</p> <p>これにご異議ありませんか。</p> <p>(「なし」)</p> <p>異議なしと認めます。よって会期は18日間と決しました。</p>
日程第4	久留嶋 事務局長	<p>日程第4 議会報告を行います。</p> <p>事務局長、久留嶋一之君。</p> <p>ご報告申し上げます。</p> <p>初めに、組合議会関係について、平成19年2月21日、平成19年第1回財田川防災組合議会定例会が開会され、「議員提出議案第1号 財田川防災組合議会会議規則の一部を改正する規則」外8件の審議がされ決定されております。</p> <p>また平成19年2月23日、平成19年中讃広域行政事務組合議会2月定例会が開会され、「議案第1号 専決処分の承認について(香川県市町総合事務組合規約の一部変更に係る協議)」外11件の審議がされ決定されております。</p> <p>次に監査報告ですが、まんのう町監査委員より平成18年11月分から平成19年1月分の一般会計収支、各特別会計収支、及び水道事業会計収支の出納検査の報告が参っております。</p> <p>お手元に配布のとおり、いずれも適正であるとの報告であります。</p> <p>以上で議会報告を終わります。</p>
日程第5	議 長  町 長	<p>議会報告を終わります。</p> <p>日程第5 施政方針を行います。</p> <p>町長、栗田隆義君。</p> <p>平成19年まんのう町議会第1回定例会にあたり、町政運営につきまして所信の一端を申しあげ町民の皆様並びに議員各位のご理解とご協力を賜り、町政運営に努めてまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。</p> <p>昨年3月に新生まんのう町が誕生して1年を迎えようとしております。この間、議員各位、また町民皆様の新町のまちづくりに対しましてご支援、ご協力に対し厚くお礼を申し上げます。</p>

	町 長	<p>我が国における経済成長は、消費に弱さがみられるものの、景気は回復を続けており物価の安定の下での自立的・持続的な経済成長が実現すると見込まれておりますが、地方においては景気回復の実感が乏しく、大都市と地方の格差が拡大しているのが現状でございます。</p> <p>国が進める三位一体改革による税源移譲によりまして、所得税と個人住民税の税率の見直しに伴い、これまで交付されておりました地方譲与税の内、所得譲与税が無くなりました。したがって税源移譲に伴う増加と所得譲与税等の減少により歳入としての増減はありません。また、歳入の大きな割合を占めております地方交付税は、今年度も大きく減額されております。</p> <p>これ以上、地方交付税などが減額され続けますと正常な町政運営を行なうことが困難になることが予想されます。</p> <p>このような中、まんのう町の財政状況は収入の大きなウエートを占めております地方交付税や地方特例交付金などの削減などによりまして財政環境の悪化は予想を上回り歳入不足をきたしており、厳しい状況となっております。</p> <p>一方では、少子高齢化対策、生活環境整備、公共施設の耐震改修、防災・防犯などの安全安心対策など財政需要は今後とも増加することが予想されております。</p> <p>合併1年目の平成18年度は、旧町での継続事業や合併協議会での確認事項を踏まえた行政運営を行なってまいりました。19年度の予算でも、旧町間での長い歴史を踏まえ、また、合併協議会での合意を尊重しながら前年度を基本的に踏襲した予算といたしております。しかしながら、非常に厳しい財政事情を踏まえまして、新たに総務課内に行財政改革推進室を設置し、全ての事業の見直しを行なってまいります。</p> <p>この様な厳しい環境のなかではありますが、「だれもが住みよい、住み続けたいまち」をめざして、平成19年度におきましては将来に向けて町発展の基盤をつくるため、また、わかりやすい町政を行なうために、次の課題等について取組んでまいります。</p> <p>まず、新町の融和と発展であります。</p> <p>第1は、行政情報の伝達についてであります。現在の住民に対する行政情報は、オフトークと防災行政無線とを接続し本庁舎から町全域に発信しておりますが、いろいろな不備があり、住民の皆様にはご不便とご迷惑をおかけしております。また、町内には難視聴地域があり、それらを解消し、あわせて情報インフラ整備を図るため、光ファイバーの敷設による地域情報通信基盤整備事業を積極的に取組み、デジタルデバイドの解消を図ってまいります。設備の基本内容は、全ての住民宅に音声告知器を設置し、緊急放送及び行政放送の充実を図ります。特に緊急地震速報の音声警報システムを早期に導入することにより、地震災害の軽減に役立つことが期待されます。また、IRU契約により、その伝送路等の設備を使って、住民に対して安価な超高速インターネットサ</p>
--	-----	---

	町 長	<p>ービスと今年の夏場から試験放送が始まる地上デジタルテレビ放送による地上波の再送信と多チャンネルサービスを提供していただくこととなります。この事業は、本3月定例議会で補正予算をお願い申しあげておりますが、あわせて19年度予算を計上し2ヵ年で完了を目指し、町発展のための施設としてまいります。</p> <p>第2は、イベントについてであります。イベント関連事業につきましては、今年度も継続して行なっております。18年度での事業に触れるにつれ、長年培われた事業であると痛感いたしており継続してまいります。新しい町として新しい歴史をつくっていく上でも、全住民が一体感の持てる事業を今後検討してまいります。</p> <p>第3は、交通網の整備であります。町内交通網策定につきましては、交通施策としてだけでなく、高齢者福祉施策、地域経済活性化施策など多角的な観点から公共交通機関としての根幹を成している生活路線バスを今後どのように活用するのが望ましいか、また高齢者にとっての利便性や、費用対効果を含めた試算を現在行っているところであります。この交通網策定は平成19年秋までに方針を出したいと考えております。</p> <p>次に、教育施設の充実であります。</p> <p>児童・生徒が安心安全に学び、遊べることが重要であります。安心安全な施設整備が求められており、校舎の耐震構造を早急に進めていかななくてはなりません、年次計画を策定し、まず小学校の耐震化を進めてまいります。そして満濃中学校の改築も急務であります。琴南中学校、満濃中学校との統廃合を視野に入れた検討をしております。この検討では、1月の四条小学校給食場の事故を教訓に給食場の整備や、住民からの要望の多い図書館の充実などを併せて、住民皆様、議員各位と協議しながら早急に結論を出してまいりたいと考えております。</p> <p>次に、健康中核生きがい施設整備であります。</p> <p>健康生きがい中核施設につきましては、県費によりまして、まんのう町が中讃広域圏を組織する市町の承諾を得て建設を行うものであります。当施設は、多くの人々が利用し、繰り返し活用していただける施設でなければなりません。また、近隣にある施設との重複を避けなければならないと考えております。それらを踏まえ、委員会により施設計画の抜本的な見直しを行っております。</p> <p>健康生きがい中核施設の場所については、土器川沿いにある「かりん温泉」の敷地内が最適であり、生きがい施設とかりん温泉の融合が図れるように、委員会において協議をお願いし早期に結論を出してまいりたいと考えております。</p>
--	-----	---

	町長	<p>次に、行財政改革であります。</p> <p>第1に、住民の皆様から「町行政の機構が分かりにくい。」と言う声を耳にします。そのとおりだと考えており、業務内容や、課の名称を変更いたします。総務課、まちづくり政策課、企画情報課を総務課、企画政策課に、産業経済課を農林課にし、商工部門とまちづくり政策課の観光部門を統一し商工観光課を新設。福祉保健課、健康増進室、地域包括支援センター室を福祉保険課、健康増進課としてまいります。また、課内に専門部局として室を設け、事業達成後廃止する方策といたします。また、課の再編は数年後には改めて見直しを行なってまいります。</p> <p>第2に、先ほど申し上げましたが、厳しい財源につき、適正な受益者負担の観点から、使用料、手数料、補助金、交付金等々の見直しを行なってまいります。また、聖域を設けず事務事業等の廃止、縮小などの検討を実施してまいります。19年度で見直しを行なった場合、20年度以降において町民の皆様に影響する部分も出てまいります。改めまして町民皆様、議員各位のご理解をお願い申し上げます。</p> <p>また集中改革プランを策定し、今後3年間の改革指針を示しました。定員適正化を進め、職員数は5年後までに240人、10年後には210人体制といたします。今後、適正な支所機能などの検討や、勸奨退職の募集を行なってまいります。</p> <p>次に、農業振興であります。</p> <p>本町の基幹産業は農業であります。国の農業政策の転換を受け、本町では、昨年8月に「まんのう町農業基本構想」を策定し、担い手となる認定農業者の資格要件を明確にするとともに、「まんのう地域担い手育成総合支援協議会」を設立し、国・県・JA等の農業関係機関と連携して、認定農業者の育成や品目横断的経営安定対策の受け皿となる特定農業団体など、集落営農の組織化を図ってまいりましたが、これら担い手に農地を集積することで、組織の経営体質を強化確立させ、5年以内の法人化を図るため尽力してまいります。</p> <p>19年度予算の基本的な考え方について申しあげます</p> <p>国が進める三位一体の改革による、地方交付税の削減などによりまして歳入確保は非常に厳しい状態に直面しております。歳出面では合併による経費の削減はあるものの、医療費などの扶助費の増加などの義務的経費が大きな割合を占めております。一方投資的経費として、学校の改築、耐震改修や情報基盤整備を積極的に進めてまいります。また、町独自の施策としましては、中学校卒業までの児童に対する医療費無料化、第3子以降の保育料無料化などは、継続してまいります。不足する財源への対策として、</p>
--	----	---

	町 長	<p>基金の取り崩しや合併特例債の活用を図ることにより、「継続性の確保」「均衡ある発展と一体感の醸成」を基本に、限られた財源の配分といたしております。</p> <p>一般会計予算額は、87億8980万円、前年度対比1億9540万円、2.2%減といたしております。</p> <p>特別会計予算額では、</p> <p>国民健康保険特別会計は、22億5,950万円、前年対比14.9%増。</p> <p>老人保健特別会計は、33億9,600万円、12%増</p> <p>介護保険特別会計は、18億9,400万円、6.0%増</p> <p>診療所特別会計は、1億250万円、4.6%増</p> <p>簡易水道特別会計は、3億3,530万円、0.2%増</p> <p>下水道特別会計は、2億8,880万円、19.2%増</p> <p>農業集落排水特別会計は、3,330万円、6.8%減</p> <p>浄化槽整備推進事業特別会計は、1億1,520万円、26.4%減</p> <p>水道事業会計は収益的支出2億4,990万円及び資本的支出は8,290万円の総額3億3,280万円それぞれ計上いたしております。</p> <p>新町建設計画に掲げてあります基本方針によりまして、主要施策の概要を申し上げます。</p> <p>まず、「健全で住民がつくるまちづくり」について申し上げます。</p> <p>町民のための役場づくりを目指し、課も名称を分かりやすく変更を行い、執務室の移動を行います。また、夜間の受付業務は時間の見直しを行い継続してまいります。</p> <p>情報化の取組みとしましては、先ほど申し上げました地域情報通信基盤整備事業以外に、庁舎内での地図情報システムを導入し事務の効率化を推進し、電子自治体の構築に向けて取り組んでまいります。</p> <p>中讃広域行政事務組合において、廃棄物施設、し尿処理施設、電算処理など多くの事務について共同処理を継続してまいります。</p> <p>住民自治の確立と支援につきましては、連合自治会の設立や地域単位の自治会活動を支援してまいります。</p> <p>男女共同参画社会の推進では、男性女性が平等な立場で能力が発揮できるまちづくりのため、男女共同参画の普及を図ってまいります。アンケート調査に基づき、公募の委員による男女共同参画プランの策定を進めてまいります。</p>
--	-----	--

	町長	<p>また、NPO法人設立に対する支援や、指定管理制度の積極的な対応を進めてまいります。</p> <p>次に「心豊かな人材を育てるまちづくり」について申し上げます。</p> <p>まんのう町教育方針は、～豊かな心を育む「生涯学習のまち」～を目指し、基礎学力を基盤として柔軟な発想や豊かな表現力に裏打ちされた知性と人間味あふれる健やかな心身を兼ね備え、社会の一員としてしっかりとした目標を持ち、主体的に挑戦していかうとするたくましい人材の育成を目指し、また教育の場において、それぞれの地域性を生かすとともに、生徒・児童の融和を図ると方針を立てております。</p> <p>学校教育では、自ら学び、自ら考える生徒・児童を育てるとともに、一人ひとりの個性を尊重し、将来の可能性を広げるような個性を伸ばす学校教育の実現を図ります。このためには、教科教育のみならず、情報教育や環境教育などの体験学習など幅広い学校教育を推進いたします。</p> <p>また、生徒・児童が互いに理解し協力しあうよう、一人ひとりが個性を認め合う関係づくりに努め、誰もが楽しい学校生活を送れるよう努めます。</p> <p>また順次改築を行なっております小学校の耐震補強工事につきましては、国の補正により18年度3月補正予算で計上いたしており、19年度におきまして仲南小学校の耐震・大規模改修事業を行います。また、長炭小学校の耐震診断、実施設計の委託料を計上いたしております。</p> <p>『幼児教育への支援拡大』につきましては、「保育所の預かり保育」や「放課後児童クラブ」をより拡充していきたいと考えています。現在放課後児童クラブを実施していない琴南地区におきましても、平成19年度当初より実施することとしています。今後も預かり保育、放課後児童クラブをより拡充し保護者の皆さん方の負担軽減を図りまして、安心して仕事ができるように環境整備を進めてまいります。</p> <p>社会教育は、個人的な趣味や教養を充足させるにとどまらず、新しい「公共」を支える人材を育てる観点から、地域住民として地域の課題に自ら主体的に解決する学習活動を一層推進してまいります。芸術、文化の振興では、新しい町の文化協会設立の準備をいたします。</p> <p>中寺廃寺跡遺跡を国指定文化財に、満濃池を国指定名勝の認定に向けて努めてまいります。</p> <p>地区公民館を拠点とした生涯学習社会の充実に努めており、今年は、地区公民館祭と、町全体の文化祭を計画いたしております。</p> <p>人権尊重意識の啓発では、地域全ての一人ひとりがお互いの人権を尊重するような社会条件の整備、啓発事業を実施し、人権を</p>
--	----	---

町長	<p>尊重する意識の高揚に努めます。また、児童虐待、高齢者虐待、DV等が社会問題となっておりますが、学校教育、社会教育、家庭教育においての人権啓発活動を推進し、関係機関と連携し人権教育、人権啓発を進めてまいります。</p> <p>次に「地域経済の活力を高めるまちづくり」について申し上げます。</p> <p>農業振興は、地域住民が一体となって、多面的機能を有する地域環境の保全に取り組む中山間地域直接支払い制度や環境水施策の推進に努めてまいります。</p> <p>これまで振興が図られてまいりました、「そば・かりん・いちじく・ひまわり」の振興を継続することで、グリーン・ツーリズムなど地域の自然や特性を生かした展開をしてまいるとともに、地域に合う適地適作となる作物の開発・奨励を図ってまいります。</p> <p>土地改良事業は、農業生産の基盤であり、生活の基盤でもあります、今後とも計画的に整備を行うとともに維持管理の支援を行なってまいります。</p> <p>林業振興は、森林の持つ多面的な機能を適正に維持するために、植栽や保育、伐採の計画的な事業を推進してまいります。また、景観を保全するために、満濃池周辺での松くい虫防除対策を、適正に実施していきます。林道開設事業は、4路線の事業を進めてまいります。</p> <p>商工振興につきましては、過疎化・高齢化対策として福祉商業を進めるうえでも、まんのう町商品券発行事業を行い、地域中小商工業の振興及び活性化に寄与するとともに、町内における消費拡大を促してまいります。また、地域事業者の共同事業である「カード事業」を推進してまいります。</p> <p>次に「誰もが安心して暮らせるまちづくり」について申し上げます。</p> <p>平成19年1月1日における65歳以上の高齢者人口は6,189人、全人口20,647人に占める高齢者の割合は29.9%となっております。</p> <p>要介護・要支援認定者数は1,035人と、高齢者人口の16.75%であります。うち居宅サービス受給者が575人、施設サービス受給者が273人で認定者数の約82%が保険給付費の対象者となっております。特定高齢者（今は介護が必要ではないが、放っておくと要介護・要支援状態になる可能性が高い高齢者）のための介護予防教室事業に試験的に取り組んできたところではありますが、その結果・効果を踏まえ、新年度の介護予防に生かしてまいります。</p> <p>現在、町・町民・関係機関が一体となって健康づくりや食育を総合的に推進するための指針として「まんのう町健康増進計画」</p>
----	--

町長	<p>と「まんのう町食育推進計画」を策定中です。この健康増進計画は、壮年期死亡の減少や生活の質の向上を図ることを目的とし、乳幼児からの健康づくりに取り組み、健康で生きがいのある豊かな人生を送れるまちの実現を目指すものであります。また、食育推進計画は、子どもの食育や生活習慣病等の予防、高齢者の健全な食生活等に視点を当てた食育の推進を図り、心身共に健康で豊かな生活の実現を目指すもので、これらを実践していくために「まんのう町健康増進計画をすすめる会」と「まんのう町食育推進協議会」を設立し、これらが中心となってネットワークを強化し推進していきたいと考えています。</p> <p>「健康福祉推進事業」（健康づくり事業）につきましては、この事業は高齢者の健康増進の活動を通じて、明るく健康で生きがいのある地域づくりを目指すもので、現在仲南地区において実施していますが、今後は満濃・琴南地区にも啓発普及していきたいと考えています。</p> <p>最近では過食、運動不足によって内臓脂肪が蓄積し、生活習慣病になる人が増えています。生活習慣病には、高血圧症、高脂血症、糖尿病などいろいろありますが、たとえ軽症であっても複数の生活習慣病を合併していると心筋梗塞や脳卒中などを引き起こしやすくなります。このような危険因子が重なった状態は「メタボリックシンドローム」と呼ばれており、これらの対策として、「メタボ予防運動教室」や「お糖もだちの会」を開催しております。</p> <p>成人保健関係、特に基本検診については、前年度の受診率は66.9%でした。今後受診率を高めることによって、早期発見・早期治療に努め、住民の健康寿命の延伸・維持を推進していきたいと考えています。また、各地区での健康相談、栄養相談、健康講座も引き続き実施してまいります。</p> <p>母子保健関係では、子どもの健康診査（乳幼児・1歳半・2歳児・3歳児健診）の実施やパパ・ママ学級・離乳食講習・発達支援教室の開催や育児サークルや子育て支援を推進してまいります。</p> <p>子育て対策につきましては、少子化が進む中、安心して子育てのできる環境整備を図ってまいります。そのための施策として、子供達の医療費を中学校卒業まで無料化や、第3子以降の保育料無料を継続してまいります。出産相談体制の整備や出産祝金の継続などにより、子供を安心して生み育てることのできる環境づくりを進めてまいります。琴南地区の診療所、歯科診療所は、へき地医療対策として充実を図りながら、住民の健康保持と健康増進を進め、笑顔で生きがいのある健康な町づくりを推進していきたいと考えています。</p> <p>防災、防犯体制の充実につきましては、近年、地震や台風による大規模災害が多発いたしております。町民の生命と財産を守り、安全で安心な生活を確保するため諸施策に努めてまいります。地域防災計画の策定や防災マップを作成し、全戸配布を行ない災害時の安全確保に努めてまいります。また、災害の備えとして毛布や発電機などの防災用品を引き続き整備してまいります。仲南地</p>
----	--

	町 長	<p>区の防災訓練を実施するとともに、順次、町全域で訓練を行えるよう計画してまいります。また、防災施設の拠点である本庁舎の蓄電池の交換を行ないます。</p> <p>社会環境や交通環境の変化などにより、全国で痛ましい事故や事件が起きています。地域住民と警察署や関係機関と連携しながら、地域ぐるみで安全なまちづくりに取り組んでまいります。</p> <p>次に「誰もが快適に暮らせるまちづくり」について申し上げます。</p> <p>生活基盤の整備につきましては、日常生活において重要なライフラインであります水道施設の老朽管更新事業を行なうための計画を進めてまいります。また、琴南地区において進めております未給水地区解消として、前の川集落への給水工事を継続して行い、早期完成を目指しております。また、新たな水源確保の検討を行なってまいります。</p> <p>環境衛生の向上のため、満濃地区では下水道工事の整備を継続して行ってまいります。合併処理浄化槽の補助事業を継続し普及促進を図ってまいります。</p> <p>総合公園事業では、4月に一部供用開始を行います。また、皆様に喜んで利用される運動公園として早期完成が図られるよう事業を進めてまいります。</p> <p>町道の整備では、補助事業の継続事業を中心に整備、維持管理を行なってまいります。</p> <p>まちづくり交付金事業で、満濃池の護岸改修の部分的な整備に着手してまいります。</p> <p>また、国、県の事業につきましては、早期完成のために要望を行ってまいります。</p> <p>次に「自然が輝くまちづくり」について申し上げます。</p> <p>まんのう町は、土器川、財田川の源流地でもあります。自然は、人間の生活の基盤となるほか、ふれあうことによって心のうらおい、安らぎを得ることができます。山林における植林や間伐、伐採など、森林資源の適正な維持管理を推進してまいります。</p> <p>これらを踏まえ、下流域の丸亀市立城北小学校の児童による桜の植樹や、NPO法人「夢桜の会」での桜の植樹が満濃池湖畔で行なわれており、町としても応援してまいります。</p> <p>生活廃棄物の的確な処理として、ゴミ減量化とリサイクルの更なる推進のため、町単独補助事業を進めてまいります。環境美化推進協議会と連携し、ゴミの不法投棄防止、環境啓発活動を推進してまいります。</p>
--	-----	---

<p>日程第6</p>	<p>町長</p> <p>議長</p> <p>三好議員</p>	<p>次に「すべての人が輝くまちづくり」について申し上げます。</p> <p>地域間交流、国際交流の推進につきましては、魅力ある地域の伝統的な祭やイベントを開催し、地域住民が交流し一体感の醸成に努めてまいります。</p> <p>国際親善、交流を通じて、住民の異文化の理解を深め、まんのう町にふさわしい国際化への取り組みを行ないます。国際交流協会については、設立が遅れていましたが、現在発起人会を立ち上げており3月に準備委員会を経て4月中に設立総会を開催し正式に発足する予定となっています。</p> <p>また、中学生を対象にして国際交流事業を実施してまいります。</p> <p>以上、平成19年度の施政の一端をご説明申し上げます。厳しい財政のなかではありますが、改めて合併してよかったと思えるまちづくりを目指して取り組んでまいりますので、議員各位、町民皆様方の格段のご支援、ご協力を賜りますようお願い申しあげまして、施政方針といたします。どうもありがとうございました。</p> <p>施政方針を終わります。</p> <p>日程第6 所管事務調査の委員会報告を議題といたします。総務常任委員会の所管事務調査について委員長の報告を求めます。総務常任委員長、三好勝利君。</p> <p>総務常任委員会の委員長報告を行います。去る2月9日午前9時30分より、第1委員会室におきまして委員7名、議長同席のもと執行部より、町長、助役、総務課長、企画情報課長、まちづくり政策課長、税務課長、会計室長、琴南支所長、仲南支所長出席により総務常任委員会を開催いたしました。</p> <p>議題につきましては、所管事務調査について、その他であります。</p> <p>栗田町長挨拶の後、所管事務調査に入り、総務課長より3月補正予算について、大きいものとして情報基盤整備事業、GIS地図情報に関する補正をお願いしたいと。また、条例改正等3月定例会の提出案件、防災マップの作成等について説明を受けました。</p> <p>次に企画情報課長より、情報基盤整備事業、生きがい施設、交通対策、塩入温泉の休業等について説明を受け、委員より生きがい施設検討委員会の状況等について質疑がなされました。</p> <p>次にまちづくり政策課長より、公設民営の制度を統合した出資条例等3月議会提出案件、また行政改革集中改革プラン、国営公園と町内公共温泉との連携による割引キャンペーン「まんのう湯めぐり花紀行」の試行、男女共同参画アンケート調査等の説明を受け、委員から公園入園料等について意見が出されました。</p>
-------------	---------------------------------	---

	三好議員	<p>次に税務課長より、納税相談の日程、不能欠損処理等について説明を受け、委員より不能欠損に関し質疑がされました。</p> <p>次に琴南支所長より土器どきフェスタ、町長相談日等、支所管内行事について報告を受け、委員から町長相談日の内容、岡の山住宅団地等について質疑がなされました。</p> <p>次に、仲南支所長より二宮忠八飛行館展示物整備計画について説明を受けました。</p> <p>その他、委員から入札、契約関係について質疑がなされました。</p> <p>午後より、情報基盤整備事業に関し、高松市塩江支所において旧塩江町が実施した新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業について調査を行いました。前塩江町長である中井支所長、担当者より事業取り組み時の経緯、現在の設備と運営の状況等について説明を受け、委員等から自主放送設備、加入状況等の質疑がなされ、本町における光ファイバーケーブルによる高速通信網整備の必要性を強く再認識しました。塩江支所での調査を終わり、午後4時45分委員会を閉会いたしました。</p> <p>以上で総務常任委員会の委員長報告を終わります。</p>
	議 長	<p>これをもって、総務常任委員会の所管事務調査に関する委員長報告を終わります。</p> <p>ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。</p> <p>大西豊議員。</p>
	大 西 豊 議 員	<p>私、12月議会にも不能欠損額について質問いたしたわけですが、今、委員長の方から、詳しく不能欠損についての執行者からの説明があったということがありましたので、先日、町政ハンドブックも遅まきながら来たんですが、まんのう町におきましては、収納率についても相当悪い状況であります。その詳しく説明ありました不能欠損額について、委員長から詳しくご説明をいただきたいと思います。それと塩江町への、今の新しい情報システムについての加入状況とか、いろいろ詳しく元町長から説明を受けたと申されましたので、基本的にはこういう次世代に必要なものであります。認識として、今、加入状況とかを申されましたので、問題点等について議論なされたり、説明があったのであれば、詳しく説明いただきたいと思います。</p>
	議 長 三好議員	<p>総務常任委員長、三好勝利君。</p> <p>大西議員の質問にお答えいたします。町税の不能欠損についてでございますけど、おそらくご承知だと思いますけど、旧仲南地区におきまして、大きな事業をやられました「四国おまつり村」というのがございます。金比羅山からしますと南東になるんですかね、相当大きな施設でございます。いろいろ事情がありまして、初めは地元の企業が総額で、私の聞いたので総額約14億円と聞いております。そういうなかで、経営者が代わり、大阪の業者が後引き受けてやったわけでございますけど、平成13年度までで5,600万という高額な税の未納になっており、ご承知のとおり新聞にも出ておりましたけど、今、国の管理になっておりま</p>

<p>三好議員</p>	<p>す。そういうなかで、後々収入の見込みがないということで、広域に移管しておりましたが、競売しても配当の見込みがないということで不能欠損となりました。なお、より以上に詳しい資料があれば、執行部のほうで説明をいたしますので、後ほどまたお願いいたします。</p> <p>それと、光ファイバーケーブルですけど、これはなぜ塩江の方へ行っただと申しますと、これはいろいろ事情がありまして、ただ光ファイバーケーブルの設置だけでなくして、マイスタジオ、結局自分のエリアで放送設備をもって、テレビカメラをもって取材をしてやるという、だったらどうかという一部の意見もございまして、それでは実際に行ってみてくるかということで現地に行け、私もほんとはよかったですと思います。委員の皆さんもそのように判断していただいております。なぜならば、塩江町の場合はスタジオをセットしてあるのは、その時の補助金として、補助金のつけ方としてスタジオとセットでなければ補助金を出さないというお上の、どういう事情でしょうか、そういう制度があったそうです。それから早や2年経つところと事情が変わって、スタジオは持たなくていいと。なぜスタジオを持ってないんな、まんのう町は、それだけの力がないんか、例えば、現地で説明を受けましたけど、15分番組をするのに、よーく聴いておいてください、15分番組を作成するんで2日間かかる、それにのべ人数が30人ぐらいかかる。年間約1億5千万円ぐらいの経費がかかる、そういう膨大な設備をわが町にしてもええかどうかというのは、やはり実施地域に行って体験して、機械も見せていただきました。塩江町さんには失礼ですけど、ちょっと機械に触ってみますと、埃が多少ありました。そういう状況の中で、やはりこれは絶対にだめだと、どういうことがあってもやはり、これは専門の業者に委託して、こういう本会議が年に4回あるわけですから、時間にしてもわずかです。それをやはり専門業者をお願いして、ビデオで撮っていただいて、この光ファイバーの情報網に乗せていくようにやるということは、非常に簡単にできるそうでございます。経費もわずかでございます。そういう経緯でございまして、加入状況ですけど、ほとんど100%の加入と聞いております。その中で、もし台風なんか来たときに電柱が倒れたらどうだという心配もありましたけど、現にわが地区では電柱が流れるほどの大きな洪水が来ておりませんが、塩江では去年、一昨年やったですかね、大きな水害に見舞われて、電柱3、4本ぐらいが浮いても、今の電線は非常に強いので宙ぶらりんでもっておると、そういうなかでやっておるので、もともとは防災無線で流しておったけど、やはり時代の先取りと申しますか、時代の波には逆らえない、インターネットもやれる、回線も増える、今若いもんがやっておる多チャンネルの放送、これは個人負担の料金で、月契約で個人個人が負担するわけですけど、その分の放送も全部できる、まして我々の地形は、奥の方は琴南、仲南地区の南部に、奥の方にしましては非常によく似ておると、そういうことで同じ体験をして、「絶対にやりなさい、やって必ず喜ばれます。」という強い支所長、また担当者の意見を聞き、「ただスタジオはできるならやらないほうがいいですよ。」というアドバイスをいただき、やはり現地を視察して非常によかったですという経緯をもってます。</p>
-------------	---

三好議員	<p>以上です。もしもう少し詳しく情報があるならば、またどうぞおっしゃってください。もう新聞にも載っておりますし、全協も2回、3回開いており、どのような経緯でどうな方法でやるかということをおそらく周知しております。聞き逃しておれば別ですけど、そういうことですので、どうぞよろしくお願いいたします。以上です。</p>
議長	<p>他に質疑はありませんか。</p>
大西 豊	<p>大西豊君。</p>
議員	<p>本会議なので、3回という規定がありますが、私、質問したのは、ちょっとまとめないような気がするんですけど、まず1点目については、不能欠損額についてどのような説明があったか詳しく説明、もう少し突っ込んで言いますと、12月に不能欠損額については出とったんですけど、それ以後に5,600万というもんが、不能欠損額に処理されたもんか、それとも基本的には不能欠損額というんは未収金も関係いたしますので、委員会の不能欠損額とか未収金の状況、その5,600万円お聞きしましたけど、その12月議会以降かということと、もうひとつ、新しい情報システムについては、今、委員長が言われたように全協とかいろいろ聞いておりますので、私が聞きたかったのは、やはり新しいシステムを導入するんで、私もこういう加入状況は薄々は聞いておりますけど、子や孫の時代を思った時に、やはり必要だと思います。問題点があれば、導入するまでに解決するものはしなければならぬという意味で、加入状況、問題点につきましては、今、埃がたまるとかなんとか言いましたので、薄々は分かっておりますけど、1回目の質問で漏れとる部分について詳しく答弁いただきたいと思っております。</p>
議長	<p>三好勝利君。</p>
三好議員	<p>非常に詳しいことが知りたいようでございます。誰も同じだと思いますけど、不能欠損については3月31日現在と書いております。なお、詳細にわたって、なお掘り下げてお聞きになる場合は、今日は時間ありませんので、後ほど税務課長のほうへ相談してください。詳しくは資料全部持っておりますから。それと、塩江の件ですけど、これもまあ、なおかつ委員会で知らずし、それで決をいただいたわけですので、もしそれ以上に知りたければ、直接個人で塩江に行って、1日中でも調べてください。もうすべて分かると思っておりますから。以上です。</p>
議長	<p>大西豊君。</p>
大西 豊 議員	<p>ちょっと冷静になっていただきたいと思っております。私は、議会議員としての立場で委員長報告に対して質問しております。三好委員長に個人的な恨みも何もありません。ただ、初めて詳しく不能欠損、12月に決算認定したのに、不能欠損額についての説明があったというから、私は、本来なら12月の決算認定の時に、その範囲内であろうに説明すべきが当然でないかということで、今聞くところによると、私が理解するのには、12月に不能欠損額を処理をして、また3月31日までに不能欠損処理をしたようにご</p>

日程第7	大西 豊 議 員 議 長 三好議員	説明がありましたが、そのように理解していいもんかどうか、それと加入状況については、この前、全協でも委員長でなくして執行者のほうから説明があったんですけど、委員会としてどのように加入状況を把握してるのか、再度お伺いをいたします。	
		三好勝利君。	
		たぶん塩江の加入状況だと思いますけど、まあ塩江のは塩江として、本町は本町のあれでやりますので、先ほど申しましたように、なお最終的に、なお委員会報告でご不審の点があれば直接行って、思う存分調査してください。もし何だったら、私の方から助言の電話を入れときます。それとあと、12月に不能欠損があったのについてでございますけど、その後に出とるわけでございますので、あと詳しい場合は、この場合は時間が相当、あと審議がたくさんありますので、できましたら担当の方でじっくりと心ゆくまで調べていただきたいと思います。以上です。	
	議 長 三好議員	委員長 三好勝利君。	
	議 長 三好議員	ご不審の点が多いようですので、税務課長、この前と同じ説明、ちょっとお願いできますか。	
	議 長 三好議員	これは委員長に対する質問なんで。	
		ああ、そうですか、はいはい結構です。先ほど申しましたように、私はこれまでの範囲でございますので、それ以上のことは直接担当の方で調査してください。結構です。結構です、それで。	
	議 長	それでは議事を進行させていただきます。	
		他に質疑はありませんか。	
		(「なし。」) これをもって質疑を終了いたします。 議場の時計で、11時10分まで休憩をいたします。	休憩 10時55分
議 長	休憩を戻して、会議を再開いたします。	再開 11時10分	
	日程第7 付託案件及び所管事務調査の委員長報告の件を議題といたします。 教育民生常任委員会の付託案件及び所管事務調査について、委員長の報告を求めます。 教育民生常任委員長 藤田昌大君。		
藤田議員	教育民生常任委員会の委員長報告を行います。教育民生常任委員会は、12月定例において、付託案件となった議案第2号 まんのう町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正の継続案件と12月定例以降の所管事務調査でありました。2回の委員会		

	藤田議員	<p>を開催し、その結果を報告いたします。</p> <p>まず第1回目は、2月7日9時30分より、第1委員会室におきまして、議会より病氣療養中の久元委員を除く委員6名と執行部より町長、助役、総務課長、環境保全課長の出席を得て、継続審査となっております廃棄物関係の集中審査を行いました。町長挨拶の後、担当課長より継続理由の改正幅が大きいこと、そしてまた他市町の現状について調査を依頼していたものであり、広域での現状での報告を受けました。課長より課長会での善通寺、琴平、まんのうの協議の報告があり、善通寺については、まんのう、琴平が改正すれば、それなりにやりたい、努力するとの報告でありました。現状では、中讃広域行政という中で統一が難しいけれど、件数が少なく、町民負担を多く強いるものではないということでもあります。そしてまた、分別意識を高め、受け入れ町として、エコランドの延命のため必要である。その他不法投棄の現状、町民ボランティア意識の高揚、住民周知方法等今後の努力を申し入れ、10時34分、中間審査をおわりました。</p> <p>10時45分より、教育長、次長、課長の出席を受け、1月11日に発生した四条小学校事案について報告を受けました。詳細については、全員協議会で報告がありましたので省略いたしますが、今後の対応についてということで、LPガス設置の全施設の点検、今後、被害者対応や後遺症についても、誠意をもって対応することと申し入れ、そしてまた今後も十分な周知と説明を保護者・PTAに行い、今後の推移を見守ることとしました。次に、放課後児童クラブの現状の報告を受けました。少子化対策の1つとして、保育所の延長保育、幼稚園の預り保育、小学校の放課後児童クラブ、児童館対策等で子育てを支援しているものでありますけれども、旧3町間の格差をどうするか、現状の問題点について質疑を行いました。放課後児童クラブについては、3年生以下が対象であり、兄弟であっても4年生以上になれば対象外になることの問題点、琴南地区については、幼稚園制度がないため、保育料となっており費用が高い、そしてまた児童館のあり方の現状についても、学校と直結してないため、現状に即してない問題点があります。そういった部分で検討してほしいということで問題提起しました。文科省の指導もあり、検討していくとのことでもあります。地域文化の違いもあり、地域間格差もあるので、時間をかけて改善していくとのことでありました。給食費未納についても若干、17年度は0であるが、18年度現在存在しているとの報告があり、年度末までには処理したいとの報告でありました。2月7日については、付託案件の審査と教育委員会事案のみに絞って行い、12時10分、委員会を終了いたしました。</p> <p>続きまして、2月26日の報告を行います。9時30分より第1委員会室において、委員より病欠の久元委員と冠婚葬祭のため小亀委員が欠席し、5名の委員の出席でありますけれども、会議は成立しておりますので、会議を開催いたしました。執行部より町長は公務欠席であり、助役、総務課長、住民課長、環境保全課長、琴南支所長、水道課長に午前中の出席を求め開催いたしました。議題については、継続案件の審査及び所管事務調査であります。助役挨拶の後、環境保全課長より2月7日以降の報告を受け、料</p>
--	------	---

藤田議員	<p>金の統一は難しいけれども、今後についても善通寺についても執行部に進言していった、琴平、まんのうが可決されれば、それに併せていくとの回答でありました。住民影響については、平均月1件ということで、微量でありますし、エコランドの延命、そしてまた新規にするとすれば、まんのう町がしなければならないということでもありますので、延命の努力をしていくと、そしてまた広域で統一する努力を申し入れ、採決の結果、全会一致で議案第2号 まんのう町廃棄物処理及び清掃に関する条例の一部改正について可とすることで意見の一致をみました。次に所管事務調査を行いました。環境保全課長より、バキューム車の購入、貯留槽の工事が19年度に繰越になるという報告を受けました。合併浄化槽特会については、減額の説明がありました。清掃券の廃止、粗大ごみの収集方法の変更、合併浄化槽、仲南を除く合併浄化槽の現状、ボランティア活動等の報告があり、質疑を行い回答を得ました。次に住民課長より、夜間窓口の受付の現状の報告を受け、今後のあり方についてということで報告を受け、19年度については19時までとしたい、変更をしたいという報告を受けました。委員から住民サービスの低下にならないかと質問がありましたけれども、実態は少なく、電話対応でも行えるということで回答がありました。次に琴南支所長より、内科診療と歯科診療の報告を受け、内科では黒字で推移し、歯科では赤字ということでもあります。委員より内科であります看護師、先生の増員はどうかという質問が行われましたけど、医師不足のため無理だとの報告であります。そして、20年度については、今の先生がやめて、新しい医師が来るとの報告がありました。次に水道課長より、前の川給水工事の進捗状況、満濃池取水問題、地下水調査業務、19年度の業務計画について、それぞれ報告がありました。委員より、満濃池取水問題についての補助金返還についての質問があり、19年度の取水権確保のため、執行部のほうから年度内解決をしてほしい、ご理解を願いたいとの回答があり、了承したところであります。</p> <p>午前中、以上の分が終わり、午後1時20分より福祉・教育関係の出席をいただき、委員会を再開いたしました。福祉保健課長より後期高齢者連合の設立の報告、18年度補正予算と19年度予算について説明がありました。福祉関連で、小規模作業所の県補助金の廃止、医療制度の改正、支援センター室長より福祉空間整備事業、健康室長より町内温泉施設の定休日や料金改正の報告をすとの報告がありました。委員より、同一的事业が多いが、県関連、連携はどうかの質問に対して、それぞれ対象が違うのでやむを得ず実施しているとの回答でありました。その他、従業員の勤務時間や費用削減について質疑を行いました。制度改正については、周知を広報を通じて行うことを申し入れ、福祉施設については存続の努力をすることを申し入れました。次に教育委員会事案を行いました。2月7日に引き続き、次長より四条小学校の現状の報告を受け、教育長より教育事務所の統廃合があるとの報告を受けました。課長より、森のコンサートの報告、児童館の現状の報告を受け、委員より四条小学校での通院者の状況とそれぞれの現状の説明を受け、執行部より万全の対応をしていきたいとの回答を得たところであります。森のコンサートの参加状況につ</p>
------	--

藤田議員	<p>いては盛況であり、400万の支出の中に収入は100万であるとの差額は町費支出であるとの報告は受けました。児童館については、今後それぞれ学童保育も含めた拡大の指導があるが、検討していきたいとのことであります。保育所も幼保一元化についていろいろ議論しているところでありますけれど、指導員の費用の問題、場所等の問題もあり、早急に話し合いをしていながら検討していきたいとのことであります。委員より、通学合宿について報告を求め、回答については来年度、6小校区で公民館主体で開催を予定するとのことでありました。また、委員より、教育委員会の指導性を発揮してほしいとの意見がありました。あと総務課長より3月補正についての説明があり、早期に上程するとのことでありました。午後3時30分、委員会を終了いたしました。</p>
議長	<p>教育民生常任委員会につきましては、多くの所管がありまして、この委員会で初めてですね、全課に関わって審査ができたということを報告して、委員長報告を終わりたいと思います。以上です。</p> <p>これをもって、教育民生常任委員会の付託案件及び所管事務調査に関する委員長報告を終わります。</p> <p>ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>谷森哲雄議員。</p>
谷森議員	<p>1点だけお尋ねいたしますが、先の6月の議会のとくも町長にお尋ねした時に、町長は地産地消とかあるいは地元町内の業者とかあるいは店からいろんなものを購入する、これが基本であると、こういうようなお答えであり、そしてまたそういうなかでやられた資源とか資金の関係上というようなこともあったわけですが、ただいま委員長の報告によりますと、バキュームカーは19年度に購入と、こういうなご意見が報告があったんですが、私はやはり若干特殊車両で、町内の業者からは難しいかとは思ったりもするんですけど、できるだけ町内の業者から、役場が町がする物品とか車両関係とかそういうことは、ぜひ町内の業者をとすることを私は考えておりますが、この点、委員長の見解はいかがでしょう。</p>
議長	<p>藤田昌大君。</p>
藤田議員	<p>たいへん難しい質問でありますけれども、委員長の立場で返答しなければならないと思いますので、返答いたします。バキュームカーについてはですね、非常に特殊性がありまして、それぞれのですね、単一単一の設計だろうと思うんですね。そういった中ではどうしても、今の町内業者の中では難しいと思いますし、そういった立場ではですね、現状の入札制度でやるしか、私はないと思いますし、まして今回はし尿処理8t車の部分であります。8t車になれば、たいへん大きな車でありますので、そういった部分については執行部の対応がやむを得ないと、私は判断しております。以上であります。</p>
議長	<p>他に質疑はありませんか。</p>

<p>日程第 8</p>	<p>議 長</p> <p>高尾議員</p> <p>議 長</p>	<p>(「なし。」)</p> <p>これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>日程第 8 所管事務調査の委員長報告の件を議題といたします。</p> <p>建設経済所管事務調査について委員長の報告を求めます。</p> <p>建設経済常任委員長、高尾幸男君。</p> <p>建設経済常任委員会の委員長報告を行います。去る 2 月 1 9 日午前 9 時 3 0 分より、第 1 委員会室におきまして委員 7 名、議長同席のもと、執行部より町長、助役、総務課長、産業経済課長、建設課長、土地改良課長出席により建設経済常任委員会を開催いたしました。議題につきましては、所管事務調査について、その他であります。</p> <p>栗田町長挨拶の後、所管事務調査にはいり、産業経済課長より農業委員会関係として農業委員会定例会の開催、品目横断的経営安定対策に対応する組織として、7 特定農業組合の設立、認定農業者 7 1 名との報告。農業関係として平成 1 9 年産水稲の生産調整では、生産目標数量が昨年より減少し、5, 1 1 1. 1 t となった。また、中山間地域直接支払交付金、有害鳥獣被害対策等の状況、林業関係として町有林管理事業等の実施状況、畜産関係として、町において鳥インフルエンザ対策本部を設置したこと、地籍調査について本年度の進捗状況について報告を受けました。また、商工関係として、一日ハローワーク、町商工委員会の開催の報告、まんのう町商品券条例等、3 月議会提出案件の説明を受けました。委員より、生産調整の基準単収、担い手に対する支援策、軽油免税の取扱等質疑がなされました。次に土地改良課長より、工事の進捗状況として、単県事業一般 1 0 地区が 8 5 % の進捗率、非受益事業 1 地区、農林災害復旧事業は完了との報告。また、3 月議会提出案件として営農飲雑用水施設関係等の条例改正と字変更の説明を受けました。委員より、営農飲雑用水の状況について質疑がなされました。次に建設課長より、工事の進捗状況として、総合公園の一部工区が遅れており 4 0 % から 9 0 % の進捗、江畑線が 8 0 %、その他単県事業、公共土木災害復旧事業、林道事業、治山事業等の報告、また 3 月定例議会提出案件等の説明を受けました。委員より、総合公園の工事状況、今後の事業計画の内容について質疑がなされ、午前 1 1 時 1 0 分委員会を閉会いたしました。</p> <p>以上で建設経済常任委員会の委員長報告を終わります。</p> <p>これをもって、建設経済常任委員会の付託案件及び所管事務調査に関する委員長報告を終わります。</p> <p>ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>加地君。</p>
--------------	-----------------------------------	---

日程第9	加地議員	委員長報告の中でちょっと関心がある1点があるんですが、今、地籍調査が旧満濃町では高篠から進めてまいりました。今現在の位置にあり、また今後の年数の見通し、これにつきまして、委員長の答弁願います。
	議長 高尾議員	高尾幸男君。 報告を受けておりますのは、平成18年の地籍地区のまんのう町吉野字宮西中村八幡の一筆地籍調査であります。面積は0.5k㎡ということで報告を受けております。以上です。今後の見通しにつきましては、地籍調査室を19年度から設けて、早急にやりたいというような町長の報告も受けております。以上です。
	議長	他に質疑はありませんか。 (「なし。」) これをもって質疑を終了いたします。
	白川年男 議員	日程第9 満濃池周辺整備促進調査特別委員会の委員長報告の件を議題といたします。 満濃池周辺整備促進調査特別委員会の委員長の報告を求めます。 満濃池周辺整備促進調査特別委員会委員長 白川年男君。 それでは満濃池周辺整備促進調査特別委員会の委員長報告をいたします。 去る2月7日午後2時より、第1委員会室におきまして委員6名、議長同席のもと執行部より、町長、助役、総務課長、企画情報課長、建設課長の出席により特別委員会を開催いたしました。議題につきましては、満濃池周辺整備についてであります。 町長挨拶の後、執行部より満濃池周辺整備計画に基づき、すでに国営公園が湖畔線通りの工事を行っておりまして、その続きを町といたしまして、19年度より「まちづくり交付金」及び「合併特例債」を活用して満濃池周辺整備を引き続き進めていくと、そういうことになっております。そして前半の5ヵ年ぐらいで、かりん会館整備、護岸整備、遊歩道整備などを整備していく予定です。各委員からは、かりん会館の位置付けとかして、今後まんのう町の中心、満濃池、これをソフトの面からも十分活用し、かりん広場の整備、またこの事業、どうしてもしなければならない事業っていう点からも、いろいろ意見が出まして、今後十分検討する中において調査研究して、午後3時35分委員会を閉会しました。
議長	以上で満濃池周辺整備促進調査特別委員会の報告をかえさせてもろたらと思います。終わります。 満濃池周辺整備促進調査特別委員会の委員長報告を終わります。 ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。 質疑はありませんか。	

<p>議 長 谷森議員</p>	<p>谷森哲雄君。 満濃池周辺整備計画というのは、先般、全員協議会の中で説明があったわけですが、その中でこの整備計画については、いろいろな多面的な事業とか自然環境保護とかこういうようなことがあるんで、この場ではなかなか難しいんじゃないかというようなことで、じっくりと時間をかける必要があるというこういうような意見だったと思います。そのなかで、満濃池周辺整備特別委員会で、この計画書に基づいて事業を進めていくような委員長の報告であったかと思いますが、やはりこのことについては、いわゆるかなり、何いうんですか、国営まんのう公園でおった方がこの事業についてのいろんなアドバザーをいただいたとか、こういうなかでいわゆる県下に誇る自然がもっとも残っている、いい満濃池周辺であると、こういうようななかで整備をする必要があるというように見解であったというんは聞いたんですが、やはりそれならば今の自然の豊かな美しい状態を残すのが大事ではないかと思うわけです。そういうなかで、展望広場とか土産物店とか接待所とか、まあ浮き桟橋とか周辺のサイクリングロードですか、そういうようないいものはいいし、しかし非常に無駄な施設もあるのではないかと、そういうなかで担当のほうからまんのう町としては、これがいわゆる観光の目玉であると、こういうような説明はいただいたんですが、その時の資料によりますと、土曜日曜日に満濃池を訪れる人は大体400人から600人前後と、そういうなかでこれを少しでも増やしていくのが、まんのう町としての将来の観光とか発展とかこういうようなご説明もあったんですが、それはそれとしてこの周辺整備の施設の取り組むのには若干、私は自然環境保護の中から問題があるのではないかとこういう考えを持っておるわけでありましたが、委員長より委員会としてはこのいただいておりますこの計画書ですか、この計画書に基づいて整備をされていくということについて、委員会としてまた委員長として合意いうんですか、認めたのでしょうか。この点お尋ねいたします。</p>
<p>議 長 白川年男 議 員</p>	<p>白川年男君。 自席でお答えします。そのへんは十分慎重に調査して、新年度は護岸整備、満濃池周辺がずっと現れております。その辺を護岸を整備すると、その辺からまず打っ立てして、そしてそのかりん会館、その辺を有機的に道もいろいろ不便な点もありますんで、その辺を十分に皆さん方の意見を聞きながら、その答申書が出ると、そのままいくいうんでなしに、そのへんは十分に意見を聞きながら進めていく、そういう中で整備を進めていくゆうことで予算付けもすることになりました。以上です。</p>
<p>議 長 谷森議員</p>	<p>谷森哲雄君。 最初の委員長の報告の中では、私はこの整備計画に基づいて事業を進めていくというようなニュアンスの報告であったかと思えます。そういうなかで、満濃池周辺整備については、非常に自然環境保全いうんですか、こういう大事な点が非常に大きいと思えますので、いたずらにこういう計画ができたから見た目がええわというんで進めていった場合には、やはり自然環境が壊されると、</p>

<p>谷森議員</p>	<p>こういうことにも必ず繋がっていくし、そしてまたいろいろなこうハード事業いうんですか、こういうな進めていったら、いわゆる失礼な言い方かもしれませんが、その割には人が来なかったというようになれば、いわゆる無駄遣いいうたら語弊があるかと思いますが、そういうことにもなりかねないと、そういうふうなことで、この問題については非常に、私は慎重に審議していただきたいと、こういう考えを持っておるわけでございます。その点、委員長、もう一度お尋ねいたしますが、この分について委員会として、また委員長として前向きな、この整備計画書に基づいて事業を進めていくのが、ほとんど委員さんの同意いうんですか、そういうようなご意見であったんか、そしてまた委員長として、今後この問題にどのような考えの下に事業計画について進めていくのか、再度お尋ねいたします。</p>
<p>議長 白川年男議員</p>	<p>白川年男君。 舌足らずな点もありましたかも分かりませんが、まずは今年度、国定公園のほうで護岸をずっと整備しております。その続きをまず行って、した後は五毛線の、国定公園のほうからもこっち来るようになって、できるだけ護岸はもう遊歩道ぐらいしか通らないと、そしてそこを1年間、予算の関係があるからどんだけできるかわかりませんが、まず護岸を整備して、護岸についても自然石に近いブロックで整備すると、そして後はかりん会館を中心に、その辺の非常に有機的、使いやすいように整備していくと、それはまあ十分、慎重に意見を聞きながらやっていくと、そういう方向で意見の一致を委員会としてはみたわけです。以上です。</p>
<p>議長 谷森議員</p>	<p>谷森哲雄君。 確認のため申し上げるんですが、先の全員協議会の時に、町長のお答えもありましたように、護岸、いわゆる堤防が先の災害で傷んだからこれを修復するんだと、これが発端やったと、それでどうしても整備をやらないかと、そういうなかで満濃池の周辺整備も持ち上がってきたと、そういう報告であったかと思いますが、ここで委員長に特にお願いしておきたいのは、いわゆる委員長の2回目のお答えの中で、とりあえずはその護岸整備をするんだと、これは十分承知しております。従いまして、私が最初から申し上げておりますのは、自然環境豊かな満濃池周辺、これを自然の環境を保持していくと、これが一番大事なんではないかと、そういうなかで展望広場とか、それから展望台も造るとか、資料館とか土産物とか、こういうことがこれには随時されて、きちんとした絵いうんですか、完成のイメージ図ですか、こういうなんも出ているから、委員会としてそれぞれの委員さんがこういう計画書に基づいて事業計画進めるということに合意がほぼあったのか、そしてまたそのことについて委員長の見解についてお尋ねしたいということですので、この件お答えいただきます。</p>
<p>議長 白川議員</p>	<p>白川年男君。 まああの、合意ができたからにこそ、新年度の予算にも盛り込んでいくことにもなったりします。もちろんあの、いろいろその前</p>

日程第 10	白川年男 議 員	のこういう委員会報告でも、ある委員から、私、地元のある人からも、景観は損なわんようにと、それはくれぐれもいろいろ意見も入ってきます。そういうなかでできるだけ費用を最小限に、町の持ち出しを最小限にして、交付金とかそういうのも使って、かりん会館とかあの辺を、そういうなかでこういうのは十分見ております。見たわけですが、なので。
	藤田議員 議 長	委員長でのうてもかまんですか、言うて。委員長に質問やから委員であります、いいですか。 もう谷森議員さん、よろしいですか。 進めさせてもらいます。 他に質疑はありませんか。 （「なし。」） 加地禎君。
	加地議員	谷森議員が、非常に満濃池周辺ご心配していただいて、環境破壊をしないようにいうことですが、私、まあ幼稚な質問でございますけれども、先般、四国新聞で助役さんが大きにアップに写っておいりましたが、桜の木の植樹をやっておいりました。今後、あの桜の木をどの辺あたりに植えられたんか、今後どういう見通しでああいう計画を進めていかれるんか、この満濃池周辺整備促進調査特別委員会という、まんのう町に議会の方にこういった非常に前向きに取り組んでおる議会、特別委員会がございます。従いまして、ああいう会にああいう式場にですね、委員長が自らご招待があったもんかないか、そうかまたそういうことをこういう満濃池周辺整備促進調査特別委員会のほうへそういう働きかけが行政の方からあったかないか、委員長にお伺いします。ないんではないと言ってください。
	議 長	白川年男君。
	白川議員	それは、私の方にはなかったです。以上です。
	議 長	これをもって質疑を終了いたします。 日程第 10 水資源対策特別委員会の委員長報告の件を議題といたします。 水資源対策特別委員会の委員長の報告求めます。 水資源対策特別委員会委員長、川原茂行君。
	川原議員	水資源対策特別委員会の委員長報告を行います。 去る 2 月 28 日午前 9 時 30 分より、第 1 委員会室におきまして委員 6 名、議長同席のもと執行部より、町長、総務課長、産業経済課長、建設課長、土地改良課長、水道課長の出席により水資源対策特別委員会を開催いたしました。

	川原議員	<p>議題につきましては、水資源の確保について、その他であります。栗田町長挨拶の後、議題に入り、執行部より満濃池からの取水問題として、農業用水と水道用水の関係について今までの経過報告と補助金を自主返還することで今後対応していく。また、地下水調査の実施結果と、その成果を利用した今後の細部調査等について説明を受けました。委員からは、取水問題の早期解決と他の水源として香川用水や既存の井戸活用など水量確保策の検討、また今年の気象状況から渇水に対する対応も必要である等、意見が出されました。また、執行部より町面積の約70%を占める森林も水源林として大きな役割をもっていることから、森林整備も進めていきたい。また、県に対しても森林整備のための財源確保策について意見を出していきたいとの説明がありました。町民の生活用水、農業用水確保に万全を期すため、今後も調査研究していくこととし、午前11時25分委員会を閉会しました。</p> <p>以上で水資源対策特別委員会の委員長報告を終わります。</p>
日程第11	議長	<p>これをもって、水資源対策特別委員会の委員長報告を終わります。</p> <p>ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>(「なし。」)</p> <p>これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>日程第11 議案第2号 まんのう町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について(平成18年12月議会継続案件)の件を議題といたします。</p> <p>これより討論に入ります。討論はありませんか。</p> <p>(「なし。」)</p> <p>討論なしと認めます。</p> <p>これをもって討論を終了いたします。</p> <p>これより議案第2号 まんのう町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について(平成18年12月議会継続案件)の件を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(「なし。」)</p> <p>異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。</p>
日程第12		<p>日程第12 議案第1号 まんのう町安全で安心なまちづくり条例の制定についての件を議題といたします。</p>

議 長	提出者から提案理由の説明を求めます。
町 長	町長、栗田隆義君。
議 長	議案第1号 まんのう町安全で安心なまちづくり条例の制定についてをご説明申し上げます。
	<p>本条例は、香川県において平成17年10月11日付で「香川県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進条例」が公布されていることに鑑み、まんのう町においても住民に最も身近な地方自治体が安全と安心なまちづくりに対して果たすべき役割は大変重要であると考えています。県下の治安情勢は、平成15年に刑法犯認知件数が22,185件と戦後最多を更新し、その後若干回復傾向は見られたものの、依然2万件を超えており、極めて憂慮すべき状況にあります。</p> <p>この条例では、警察力での防犯活動の強化を図るといった性格のものではなく、犯罪の被害者となりうる住民の皆様の側に立ち、地域の犯罪抑止機能の強化や、犯罪の発生する環境や状況の改善といったことに着目して、犯罪を行う機会を減少させることにより犯罪を抑止するといった性格のものであります。基本理念としては、良好な地域社会の形成には、自主自立の精神と相互扶助の精神が必要であるとの認識と、住民や町内事業者の皆様が犯罪防止に対して自主的な活動により適切に役割分担を行い、相互の連携・協力のもとに犯罪防止を推進していくために制定するものであります。</p>
議 長	よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。
議 長	これをもって提案理由及びその内容の説明を終わります。
議 長	これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
藤田議員	藤田昌大君。
	<p>たいへん素晴らしい条例というほうがいいのか、そこまでしなければならぬ世の中になったという、そういうとり方をすればいいのか、ちょっと理解に苦しむんでありますけれども、この実施するにあたってですね、どういう根拠の中でできたのか、1点お聞きしたいと思います。そして、その中で事業者の責務や町民がやらなければいけないことが義務付けられております。そういった部分でたぶん、環境整備だろうと理解してますので、それらに対する予算措置はどんな中でついてくるのかというのを1点だけお聞きしたいと思いますし、十分ですね、条例ができましたので、きちっと周知をしていただきたいと思っております。ですから、回答についてはですね、これに伴う予算措置はどういったもんがついてですね、どういったものがあるかだけ、ちょっとお知らせ願いたいと思います。以上です。</p>
議 長	企画情報課長、齋部正典君。
齋部課長	今、藤田議員さんのご質問にお答えします。このまんのう町安全で安心なまちづくり条例につきましては、現在ではですね、県

<p>齋部企画 情報課長</p>	<p>議 長 藤田議員</p>	<p>の上位法によりまして、すべてを委ねているところではございますが、やはり住民に一番近い自治体といたしまして、自分のことは自分で守るという概念ですね、これによってこれが必要であるというふうに考えております。つまりは、犯罪の増加によりまして、住民の皆さんにですね、身近な安全、特に街頭犯罪などの発生による生活の安全や子どもの安全が脅かされているという、この状況に対しまして、自分の安全は自分で守る、自分たちの地域は自分たちで守るという共通認識の下、町内事業者も一体となっておりますね、活動参加されるよう連携を求めていくものでございます。ただし、まあ、この町内事業者にはですね、直接的な責任を持たすものではございません。また、地方自治体といたしまして、また地域の皆さんと協同して防犯パトロールなど、自主的な防犯パトロールなどを行い、道路とか公園、駐車場等の公共施設を、犯罪の防止に配慮した環境整備を行っていくということで、住民の皆さんが安全で安心して暮らしていくことができる地域社会をですね、実現したいということで本条例を上程させていただいたわけでございます。以上が根拠ではございますが、今言われましたように予算はどうなっているのかということでございますが、交通対策費等の中にですね、含めまして、やはり街灯とかの整備とかいうことでですね、少しずつではございますが、住民の安全を守っていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げたらと思います。</p> <p>藤田昌大君。</p> <p>確認だけしときます。たぶん環境整備だろうと思います。ですから今、街灯という具体的な回答がありましたし、草刈とかですね、放置自動車の対応とかですね、やっぱり犯罪の温床になる部分をですね、どう対応していくかということが重要だろうと思いますので、そういったことも含めながらですね、ぜひよいまちづくりになるよう、条例が生かされるように執行部については努力していただきたい。以上です。</p> <p>他に質疑はありませんか。 〔なし。〕</p> <p>これをもって質疑を終了いたします。 ただいま議題となっております議案第1号につきましては、総務常任委員会に付託いたします。 議場の時計で13時、1時まで休憩をいたします。</p> <p>休憩 12時</p> <p>議 長</p> <p>休憩を戻して、会議を再開いたします。</p> <p>再開 13時</p> <p>日程第13 議案第2号 まんのう町商品券条例の制定についての件を議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。</p>
----------------------	---------------------	--

議 長 町 長	町長、栗田隆義君。
	<p>議案第2号 まんのう町商品券条例の制定についてをご説明申し上げます。</p> <p>この条例は、町が町内で利用できる商品券を発行することにより、購買力の町外流出に歯止めをかけるとともに、町内における地域中小商工業の振興・活性化を図るとともに、町内における消費拡大を促すことを目的に設置するものであります。</p> <p>なお、この条例の施行期日は、平成19年8月1日としております。</p> <p>以上、ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>これをもって提案理由及びその内容の説明を終わります。</p> <p>これより質疑に入ります。質疑はありますか。</p>
本 屋 敷 議 員 議 長	<p>本屋敷崇君。</p> <p>まんのう町商品券条例ですが、中小企業を盛り立てていくということでは必要かとは思いますが、そのためですね、この商品券を流通させていく方法というのはどういうふうにしていくのかだけ教えていただけたらと思います。</p>
久 保 田 課 長	<p>産業経済課長、久保田正章君。</p>
	<p>ただいまの本屋敷議員さんのご質問にお答えいたします。今回、町が考えておりますのは、パソコン、プリンターにおきまして、その都度必要に応じまして、商品券を発券しようというふうを考えております。従来でありますと、商品券を大量に印刷いたしまして、保管しましてその都度という考えもございまして、十分検討いたしまして、このような方法を考えております。このメリットと申しますのは、商品券と申しますのはご存知のように金券でございますので、保管が非常に厳重にしなければいけないということでございます。それとコンピューターとですね、プリンターによりまして、そこで販売及び回収の管理が非常に間違いなく簡単にできるというふうを考えております。回収時にバーコードを打ちまして、バーコードの読み取りによりまして、一元管理ができると、発行データと回収データのマッチングの効率化が図れるというふうを考えております。また、コピーをいたしますと、住民課の戸籍のように、コピーという字が浮かび上がって、偽造防止もできるように考えております。一元管理ということでございますので、今考えておりますのは、そういうことで導入する機械は1台と考えております。ということで、商工会の方へ委託をいたしまして、そこで一元管理をしていただくというふうを考えております。おそらく議決いただけますなら、指定店の応募ともらう時にですね、やはり商工会の会員の方がかなり多くのパーセントを占めておるということで、そういった熟知しておる商工会等に管理をお願いいたしまして、問題なくやっていきたいというふうを考えております。以上でございます。</p>
議 長	他に質疑はありますか。

議 長 小亀議員	<p>小亀重喜君。</p> <p>すいません、今のにちょっと関係するわけなんです、この商品券条例の将来的な活用まで考えた場合にですね、今、県内でも大手スーパー等では商品券ではなくカード化されてますよね。たとえばマルナカだったらマドンカードとかございますよね。この商品券条例の中にカード、将来的にカードまで発展した場合に、カードは商品券とみなされるのであろうかということが1点、もう1点は、商品券の額面は、今のところ500円及び1,000円の2種類となっておりますけど、これたとえば5,000円とかそういうことに発展していった場合に、また条例改正が必要になろうかと思うんですけど、そのあたりのご検討というのは、この条例制定過程にあったのかどうか、そのあたりをお聞かせください。</p>
議 長 久保田 課 長	<p>産業経済課長、久保田正章君。</p> <p>ただいまの小亀議員さんのご質問にお答えをいたします。カードというのは、今の時代にカードというものは当然利活用されておりますけれども、今回お願いしてるなかにおきましては、カードというのは考えておりません。また500円、1,000円が今度、3000円もしくは5,000円とそういった時に、条例はその一部改正になると思っておりますけれど、その商工委員会におきまして検討したなかで、私もさぬき市と東かがわ市のほうへお教えを被るためにまいりました。東かがわ市さんが3,000円と1,000円と500円ということで実際やられておきまして、やはり3,000円になりますと、その後に出てきますけど、特定取引で、額面以上の特定取引のみ利用でき、額面未満の商品券と引き換えすることはできないということは、つまりお釣りは出せないということでありまして、やはり活用しやすい500円、1,000円ということで、協議の中でこの2本に絞っていかうというふうに考えております。以上でございます。</p>
議 長 谷森議員	<p>他に質疑はありませんか。</p> <p>谷森哲雄君。</p> <p>まず、第1といたしましては、まんのう町がイベントをしたりする時に、その時にはぜひ景品とか粗品には活用していただきたい。それから、それぞれ町長お考えいただいとると思いますが、お答えいただきたいと思っております。それから2つ目でございますが、町内の事業所ということになるわけですが、町内には大規模店舗のマルナカがあります。そういうところへ商品券が流れていった場合には、町内の小さな小売店にはあまり流れてこない、そういうようなことで、一定の売り場面積いくら以上は除外するとか、そういう制限条項は必要でないかと思っておりますが、発券の目的からして町内の商工業者の振興と、こういうことが目的として謳われておりますので、この件はいかがでしょうか。</p>
議 長	<p>産業経済課長 久保田正章君。</p>

<p>久保田 課長</p>	<p>谷森議員さんのご質問にお答えをいたします。</p> <p>町長にご答弁ということでございますけれども、祭り、各種イベントにということでございます。当然、町が商品券発行业務を行うということで、敬老会、フェスティバル、かりんまつり、公民館まつり、各種イベントがございます、これから町内におきまして、ということで当然そういった事業につきましては、こういった商品券、議決いただけますれば、そういったものに十分利用していくということを考えております。それから大規模店舗、おっしゃるとおりでございます。条例の第1条に入ります。目的は、この条例は町が行う商品券発行业務に関し、必要な事項を定め、地域中小商工業の振興及び活性化に寄与するとともに、町内における消費拡大を促すことを目的とするとなっております。そこに書いておりますように、地域中小商工業ということで、基本的には議員さんおっしゃるとおり、地域中小商工業の育成、支援を町としてもしていきたいというふうに考えております。ただ、条例の中を見ていただければお分かりのように、指定店登録をするのは、町内に所在する業者の方は登録ができますというふうにいたしております。町が行う商工券発行业務でございますので、やはり町といたしましては、町全体の商工業の振興も考えながら、また消費者の利便性も考えていながら執行していかなければいけないということでございます。ということで、確かにおっしゃるようなこと分かりますけれども、町の商工券発行业務ということでご理解を賜りたいと思います。</p>
<p>議長 谷森議員</p>	<p>谷森哲雄君。</p> <p>マルナカだけでなくして、マルヨシもあります、いわゆるこの条例の目的の第1条には、地域中小商工業と明文化されておりますが、担当の課長によりますと、「それだけには限りませんよ。」と町内の利用者の利便性も考慮するというところでございますので、当然大規模小売店舗へもこれは流れていくと、そういった場合に、何年か前にですが、国のほうで子どもたちに金額いくらというように、公明党が国政の場でそういうことを要求して、それが現実に中学生以下でしたか、子どもたちを対象で金額を5万円やったかと思うんですが、そういうなんが出たわけですが、これを考えてみますと、ほとんどが琴平とかそういう全国ネットのチェーン店とか大規模小売店に流れていって、地元にはほとんど活用されてないと、これが現実であって、地域の活性化にはつながらないと、こういう意見が非常に強かったわけですので、当然これは、ほとんどがいわゆる、商品の好みとかそういうのもあると思いますが、考えてみれば大規模小売店に流れていくのが、これは常套ではないかと、私はこういうふうに判断できるわけですので、やはり本当に地域の中小工業とかこういうこと、当然大規模小売店にしたって事業者としては当然登録するわけでございますので、そこへも行くようになりますので、そういった場合にやはり第1条の目的から若干外れるのが非常に濃厚であると、こういうふうに私は判断いたしますので、やはり売り場面積いくらと、こういうことを、私、規制するのが本来のまんのう町の地域活性化の目的に合致するのではないかと思います。この点、お尋ねいたします。</p>

<p>議 長 久 保 田 課 長</p>	<p>産業経済課長 久保田正章君。 谷森議員さんのご質問にお答えいたします。先ほど私は、商工会のほうへある程度、委託をしてあちらでやっていただくということをお申しました。そういうことで、商工会の方へ委託をいたします。そのなかで、やはりそういったことも考えていくようになるかというふうに思っております。つまりある程度、そこら辺りの目的に入っております、そういった地域の中小商工業の振興ということも加味されて、そこらへんは検討されるようになるというふうに考えております。要するに、谷森議員さんおっしゃるように、大型店を排除できるかという話でございますけれども、やはり私のほうも、いろいろ調べさせていただきました。ですけれども、大型店を排除ということはできないということでございます。</p>
<p>議 長 谷森議員</p>	<p>谷森哲雄君。 いわゆるまあ、利用者の利便性を考えれば、これはその大型店を排除するのは、業者にしてみれば若干不満が出るかなと思いますが、それとまあ、商工会がどのようなお考えなのか知りませんが、このままの条例でいけば、当然、名前いうても差し支えないと思いますが、マルナカとかマルヨシへ流通していくであろうと、こういうことは自明の理ではないかと思えます。そういった面で、若干、第1条の目的からしてはどうかと、いかがなものかなと、こういうふうに思うわけでありまして。これはまあ、ついでにですが、香川県の三木町がこういうような形で商品券を子育て支援というように活用していると、まあこういうように町の単独事業で発足したということをお聞きしておりますが、まあ三木町の場合はどういうスタンスか知りませんが、やはり私といたしましては、当然マルナカとかそういう大規模小売店は排除してでも、マルナカとかマルヨシにはさほど影響はないのではないかと私は思う、やはり、本来の目的であります第1条の目的をしっかりとお考えいただければ、私は売り場面積を規制すべきであると、特に今、どこの町でも、大規模小売店あるいは全国チェーンの店が進出してきて、県内の従来の商店街は非常に寂れております。これが現実です。だからこの点はぜひ考慮していただきたいと思いますが、いかがですか。</p>
<p>議 長 町 長</p>	<p>町長、栗田隆義君。 谷森議員さんご指摘の売り場面積において、ある程度規制はできないかというご質問でございますが、この点につきまして、我々執行部のほうも一番頭を悩ましたところでございます。この商品券発行にあたりまして、いろいろ県の方のご指導もいただきながら、今日に至ったわけでございますが、やはり町が発行する商品券について、そういう規制をかえることは好ましくないというような県のご指導もいただきまして、このような形になりましたが、いろいろ工夫もこらしてやっていきたいとこのように思っておりますので、どうぞよろしくご理解賜りたいと思っております。</p>
<p>議 長</p>	<p>高木堅君。</p>

高木議員	<p>この商品券の発行につきまして、私も商工会の役員等長い間させていただいた時、マルナカ、マルヨシの来店後の進出がありました。その規制の時、後のいろいろなこういった問題も多々あったかと思えます。なお、この、私がお聞きしたいのは、町内のマルナカにせえ、マルヨシにせえ、町の商工会の組合員であるかないかとこれが1点、それに伴って、そういった組合員の会員に加入しているなら、そういった分の規制も無理かなと、なおそれについて谷森議員が心配するようなことですが、やはりほんとに町内の中小の商店主が、やはりこうその2点の大型店舗には太刀打ちできんと思えますが、その大型店舗に関して、多少のどう言いますか、商品券に対して考慮していただいて、町内の中小商工業者よりか、とにかく多少の自分とこの会社が目をかけていただくような方法が講じられれば一番いいんでないかなと、講じられなければ別ですけど、そういった点が可能か可能でないかとそれをお聞きします。</p>
議長 久保田課長	<p>産業経済課長、久保田正章君。 高木議員さんのご質問にお答えをいたします。今、申されました大規模店舗でございますけれども、そういったことで、商工会の加盟店・非加盟店ということもございます。そういったことで先ほど町長も申しましたように、工夫をこらしてやっていきたいというふうに考えております。</p>
高木議員 久保田課長	<p>会員になつとるかなってないか。 失礼しました。まんのう町内ではマルナカ、マルヨシ、コメリさんがかなり大きい大規模でないかというふうに考えておりますけど、非会員でございます。西村ジョイさんは会員でございます。</p>
議長	<p>他に質疑はありませんか。 本屋敷崇君。</p>
本屋敷議員	<p>質問は1つだけ、特定取引の第7条がありますけれども、ここですけれども、額面以上じゃないと買えない、金券としてはちょっと普通の金券でしたら100円の買い物したら900円のお釣りがくるということになると思うんですけども、商法上難しいのかどうか、もし流通のこと考えるのであれば、お釣りが出せるような方が、商品券の率としてはいいんじゃないかと思うんですけど、そこだけお聞きしたら。</p>
議長 久保田課長	<p>産業経済課長、久保田正章君。 本屋敷議員さんのご質問にお答えいたします。 条例で書く以上は、やはり基本というものを謳わなければいけないということで、ここでゆるめる言葉の条例というのは、なかなか難しゅうございます。それで、子どもさんが買い物に行って、たとえば1,000円で900円だったと、その場合にそれは</p>

日程第 14	久保田 課長	使えないんで買うのやめるとか、またそういったこともございます。まあ、いろいろ先ほど申しました東かがわ市さん等もお聞きしますと、そこらあたりは、基本は基本としてますけれども、最後の子どものお釣りをとかいう話になりますと、やはりある程度その付き合いといいますかね、それはなかなか私もここでは言いにくいんですけども、基本はこういうことということでご理解を賜りたいというふうに思います。外すというのは条例をですか。それぞれ調べましたけれども、これは入れておくべきということで考えております。
	議長	他に質疑はありませんか。 〔なし。〕 これをもって質疑を終了いたします。 ただいま議題となっております議案第 2 号については、建設経済常任委員会に付託いたします。 日程第 1 4 議案第 3 号 職員の公益法人等への派遣等に関する条例の制定についての件を議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。 町長、栗田隆義君。
	町長	議案第 3 号 まんのう町職員の公益法人等への派遣等に関する条例の制定についてのご説明を申しあげます。 この条例は、平成 1 4 年 4 月 1 日に施行された公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に基づき、町が人的支援を行うことが必要な公益法人等に関し、職員を派遣できる団体の範囲等について定めるとともに、派遣職員の給与や身分などの取り扱いについて、条例で定めようとするものであります。
	議長	ご審議のほど、よろしく願い申しあげます。 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
	藤田議員	藤田昌大君。 当然、これからいろんな例が出てくるんであつての条例制定だろうと思いますけれども、出向される職員に対するですね、身分の扱いであります。たぶん差し支えないだろうとは思いますが、共済や年金、退職金の負担の問題も出てくるだろうと思います。そういった扱いはきちっとされるんだろうかというのと、もう 1 つですね、いじわるな読み方をすれば給与の 1 0 0 分の 1 0 0 以内を支給するですから、1 0 0 分の 9 9 でもかまんやないかというあれもあるんですけども、このへんのご答弁をいただきたいと思います。以上です。
議長	総務課長、栗田義郎君。	

栗田 総務課長	ただいまの藤田議員さんのご質問にお答えしたいと思います。これは、あくまでも人的支援でございますので、当然、身分、給与関係は全部町の方からでございますし、100分の100というのは、書き方上100分の100以内でございます、当然全部町がということでございます。以上でございます。
議 長	他に質疑はありませんか。 小亀重喜君。
小亀議員	藤田議員の質問とかぶってしまうんですが、しつこくなんです、この給与の100分の100以内というのは、たとえば100分の20とか100分の50とか極端な例はないと思うんですが、もし極端なことがないのであれば、わざわざこの表記ではなくて、通常本庁舎内で決めたと同様の表現にしなかったのはなぜか、みたいなお聞きをさせていただきたいんですが。
議 長	総務課長 栗田義郎君。
栗田 総務課長	ただいまのご質問にお答えしたいと思いますけれど、たとえば、あの、職員の給与カットという場合もこれから考えられます。その時に100分の100ということであると、それがすべてそれにその分またこの条例をという話になってまいります。原則的には100分の100以内、一般職と同じような給与体系ということでございます。以上でございます。
議 長	他に質疑はありませんか。 谷森哲雄君。
谷森議員	この条例はその、一般職員の地方公務員の派遣等に関する法律と、これができた関係で、いわゆる行政の分野というか町政執行上必要であるので作ったのか、それとも町としてこういうことを本格的に、基本的にこういうこともやります、やりますというたらおかしいんですが、こういうことを実行しますと、こういうふうなことも想定されとるのか、その場合にはたとえば、今現に公益法人というのは、今現在こう想定されるのは、どのような法人があるのかお尋ねいたします。
議 長	総務課長、栗田義郎君。
栗田 総務課長	ただいまのご質問にお答えしたいと思います。まずあの、この法律につきましては、法律に基づいて町が条例を制定するしないは各町にあります。で、これまではあの、各旧町時代の時にはですね、職員数も少ないということですね、これから先、こういうのも考えられるということでの条例というふうに考えております。それと法的には民法の規定により設立された法人でありますとか、地方独立行政法人に規定する一般地方独立行政法人云々というんがあるんですけども、基本的に考えられるのは、規則で謳いこみたいと思っておりますけども、たとえば社会福祉協議会でありますとか、町出資の財団法人、株式会社等々を想定範囲にできるのかなというふうには考えております。以上でございます。

日程第 15	議 長	他に質疑はありませんか。 (「なし。」) これをもって質疑を終了いたします。 ただいま議題となっております議案第 2 号については、総務常任委員会に付託いたします。 日程第 15 議案第 4 号 まんのう町課設置条例の一部改正についての件を議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。 町長、栗田隆義君。
	町 長	ただいま上程されました議案第 4 号 まんのう町課設置条例の一部改正についてをご説明申し上げます。 合併して 1 年を迎えようとしており、住民の皆さまに分かりやすい課の名称に変更するものであります。企画情報課を企画政策課に、産業経済課を農林課に、福祉保健課を福祉保険課に改め、商工観光課、健康増進課を新設、まちづくり政策課を廃止するものであります。それに伴い、課の事務分掌もそれぞれ変更いたしております。また、行政組織規則等の変更も合わせて行なっております。平成 19 年 4 月 1 日から施行することといたしておりますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
	議 長	これをもって提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
	谷森議員	谷森哲雄君。 1 点だけお尋ねいたしますが、いわゆる行政委員会ですか、教育委員会とか選挙管理委員会とかいろいろありますが、特に今までが教育委員会とこれからが教育課とこういうことになっておりますので、町長の執行権限が若干及ぶのかなと思ったりもするんですが、まあ、教育というのはそういったものではないと、こういうふうに私は理解しておるんですが、この点はいかがですか。
	議 長	総務課長 栗田義郎君。
	栗 田 総務課長	ただいまのご質問にお答えしたいと思います。これはあくまでも課の設置ということでございまして、教育委員会も完全に別の団体ということでございますので、町長がということは全く当てはまらないというふうに考えております。以上でございます。
	議 長	他に質疑はありませんか。 本屋敷崇君。
本 屋 敷	1 つだけですけれども、企画政策課、総務課の中ですね、行政改革室ができますが、今現在 18 年度においては、まちづくりが	

<p>本屋敷議員</p>	<p>行政改革を持っていましたけれども、それがまあ、財政を持つ総務課のほうに配分されるというのは、いいことだろうとは思いますが、行政改革という町内部にメスを入れていく課が、一総務課の中にですね、あるというのはどうかなと思う部分もありまして、議論の中で、町長直轄の部署とするような話はなかったのかどうかだけお聞かせ願えたらと思います。</p>
<p>議長 栗田総務課長</p>	<p>総務課長 栗田義郎君。 ただいまのご質問にお答えしたいと思います。室の考え方が一番かと思っております。課におきましても室におきましても、すべて町長直轄ということでございまして、その中に課があって室があるのか、課をなくして室がいいのか、これはいろいろ議論があろうかと思っております。今回につきましては、課の中に室をおいて、その室で集中的な、室をもって集中的に行っていくことでの考えでございます。以上でございます。</p>
<p>議長 本屋敷議員 議長</p>	<p>本屋敷崇君。 ご答弁は結構ですけれども、今のお話ですと、今までのまちづくりではなく、室をつくることによって、行政改革がより進んでいくものとお受けしておきます。 他に質疑はありませんか。 〔なし。〕 これをもって質疑を終了いたします。</p>
<p>議長</p>	<p>お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第4号は、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。 これにご異議ありませんか。 〔なし。〕 異議なしと認めます。よって議案第4号は委員会付託を省略することに決定しました。 これより討論に入ります。討論はありませんか。 〔なし。〕</p>
<p>議長</p>	<p>討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。 これより議案第4号 課設置条例の一部改正についてを採決いたします。 本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。 〔なし。〕</p>

<p>日程第 16</p>	<p>議 長</p> <p>町 長</p> <p>議 長</p> <p>小亀議員</p> <p>議 長 栗田土地 改良課長</p>	<p>異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第 16 議案第 5 号 まんのう町分担金徴収条例の一部改正についての件を議題といたします。</p> <p>提出者から提案理由の説明を求めます。</p> <p>町長、栗田隆義君。</p> <p>ただいま上程されました議案第 5 号 まんのう町分担金徴収条例の一部改正についてのご説明を申し上げます。</p> <p>土地改良事業の補助区分の中で一部表現が分かりにくかったための字句訂正、及び類似工種の負担率の平準化を図るために受益者分担率の変更を行うものであります。</p> <p>よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。</p> <p>これをもって提案理由及びその内容の説明を終わります。</p> <p>これより質疑に入ります。質疑はありますか。</p> <p>小亀重喜君。</p> <p>小亀です。今、町長のほうからご説明があったので、これは字句の訂正と受け取るべきなのか、それとも実際に資料としていただいていますなかには、2分の1が0となったり、3分の1が4分の1になってるところがございます。このまま読みましたら、それこそ町長の先ほどの施政方針のほうでは、受益者負担ということを明言されながら、受益者負担が言ってみれば軽減されたような格好になりますので、統一感がないのではないかと思います、ご質問させていただきます。字句の訂正なのか、それとも受益者負担が減るのか、そのあたりをお答えいただけたらと思います。</p> <p>土地改良課長、栗田昭彦君。</p> <p>ただいまの小亀議員さんのご質問にお答えしたいと思います。</p> <p>まず、この議案につきましては、字句の訂正とそれから補助率の改定、2通りがございます。まず字句の改正といたしましては、ため池外（がい）、これをため池ほかというふうにも読めると解釈をしております。で、ため池がいですとため池は含まない。ため池ほかですとため池を含むと、こういう2つの理解をする可能性がありますので、今回それをため池以外というふうに訂正しまして、ため池は含みませんよというふうに改めたいと思っております。</p> <p>次に、分担率の訂正でございますが、まず農道の整備につきまして、土地改良事業で行います農道整備事業におきましては、用地の提供は無償、あるいは非常に安価な金額で提供をしていただいております。つまり実質的にですね、受益者負担をお願いしているという結果になっております。また、この農道というのもですね、広い意味ではインフラの整備というふうに捉えております。</p>
---------------	---	---

栗田土地改良課長	<p>このような意に沿いまして、他の補助事業を伴います農道整備につきましては、負担率が0ということになっております。合併して1年が過ぎ、新しい年度を迎えるにあたり、この当条例を見直しまして、この改正で提案しております団体営土地改良事業の農道だけが2分の1の分担率をいただくということは、意に、私が先ほど申しました意に沿いまして、他の同じような農道整備と平準化を図ろうということがありまして、今回お願いする次第であります。次にため池の整備でございますが、昨今の農業事情によりまして、非常に農業は低迷していると、それに正比例というか反比例というか、農業施設もかなり荒廃していると、特にため池はですね、山間地域において大小問わず、非常に老朽化が進んでいるということでございます。しかしながら、ため池というのは、改修するのに非常に多額な費用がかかるということ、こういうのを勘案しまして、国営から団体営、あるいは県単事業にいたりますまで、他事業と比べまして負担率は定率になっております。国営事業は受益者負担は0でございます。それから県単事業におきましても受益者負担は10%でございます。ただし、私が先ほど申し上げました土地改良施設維持適正化のため池整備におきましては、現条例では補助率が3分の1以内、これを数字で申し上げますと約13.33%、事業費に対して13.33%の負担率になります。先ほど申し上げました県単事業でも分担率が10%ということございまして、これを4分の1にすれば10%になる計算となります。同じようにですね、他事業との平準化を図るためにですね、このように改正したいというふうに考えております。よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>他に質疑はありませんか。</p>
本 屋 敷	<p>本屋敷崇君。</p>
議 員	<p>さっきの生産基盤整備のため池ほか、ため池がい、そこですけれども、今まではため池以外として扱っていたのか、それともため池も含むとして扱っていたのかだけお聞かせください。</p>
議 長	<p>土地改良課長 栗田昭彦君。</p>
栗田土地改良課長	<p>ただいまの本屋敷議員さんのご質問にお答えしたいんですけども、この現在の分担金徴収条例の中にですね、最後のほうにですね、経過措置というのがございます。経過措置というのはですね、引き続いて合併前から事業を継続して行っているのは、旧来の負担率で適用しましょうよという意味合いでございます。合併いたしまして、私が先ほど申し上げました基盤整備によるため池というのは、18年度は実施しておりませんので、該当はいたしませんので、説明は申し上げられない、というか要するに該当いたしておりません。</p>
議 長	<p>これをもって質疑を終了いたします。</p>
	<p>ただいま議題となっております議案第5号については建設経済常任委員会に付託いたします。</p>

<p>日程第 17</p>	<p>議 長</p>	<p>日程第 17 議案第 6 号 まんのう町中小企業融資条例の一部改正についてを議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。 町長、栗田隆義君。</p>
<p>日程第 18</p>	<p>町 長</p>	<p>議案第 6 号 まんのう町中小企業融資条例の一部改正についてのご説明を申し上げます。 この条例は、町内の中小企業者に対し、必要な資金の融資とあっせんを行い、中小企業の振興を図ることを目的として定めたものであります。国においては、中小企業金融が過度に担保・保証人を必要としている現状から脱却し、中小企業が円滑に資金調達することができる環境を完備する方針を打ち出しました。この方針に基づき、香川県信用保証協会では、平成 18 年 4 月 1 日から原則として第三者保証人を求めないことにしました。これに伴い、信用保証協会の保証に基づく、資金融資制度を行っているまんのう町でも、保証協会と同様の取り扱いをするために、条例の一部改正をすることといたしました。この改正により、融資を申し込む際、原則として法人の代表者以外は連帯保証人を付する必要がなくなり、融資が受けやすくなるものと思います。 なお、この条例の施行期日は、平成 19 年 4 月 1 日としております。 以上、ご審議賜りますよう、よろしく願いいたします。 これをもって提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより質疑に入ります。質疑はありますか。 〔なし。〕 これをもって質疑を終了いたします。 ただいま議題となっております議案第 6 号については建設経済常任委員会に付託いたします。</p>
<p>日程第 18</p>	<p>議 長</p>	<p>日程第 18 議案第 7 号 まんのう町特別会計設置条例の一部改正についての件を議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。 町長、栗田隆義君。</p>
<p>日程第 18</p>	<p>町 長</p>	<p>議案第 7 号 まんのう町特別会計設置条例の一部改正についてのご説明を申し上げます。 本町に設置されている美合第 1 財産区、美合第 2 財産区、美合第 3 財産区、吉野地区財産区及び神野地区財産区の会計につきましては、地方自治法第 294 条の規定により特別会計とし、同法第 209 条第 2 項の規定により、条例でこれを設置することとなっております。本改正は、5 つの財産区の会計を特別会計として条例に追加するものであります。 以上、ご審議賜りますよう、よろしく願い申し上げます。</p>



	町長	第1条のまんのう町条例から第5条のまんのう町に収入役を置かない条例まで、の5条例についてそれぞれ変更を行なうものであります。
	議長	ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。 これをもって提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより議案第8号、議案第9号、議案第10号の3議案に対するの質疑に入ります。 質疑はありませんか。 藤田昌大君。
	藤田議員	たいへん失礼な口出しして申し訳ないんですが、副町長の報酬の決定なんですけれど、収入役と助役との違いがあるだろうと思うんですね、本質については。なぜこのようになったか、上部指導でこのようにしたのか、そこの経過だけお聞きしたいと思えます。
	議長 栗田 総務課長	総務課長、栗田義郎君。 藤田議員さんのご質問にお答えしたいと思います。まず副町長のご関係でございますけど、これは法改正ということで、助役という名前が副町長に変わりますよというのがひとつ大きな問題があります。その副町長の権限いうんは、これから改めて内部的に協議するものであります。それと給与関係につきましては、当然助役の給料はそのままスライドすると、そういうことでございます。以上でございます。
	議長	他に質疑はありませんか。 〔なし。〕 これをもって質疑を終了いたします。 ただいま議題となっております議案第8号から議案第10号の3議案については総務常任委員会に付託いたします。
日程第22	日程第22	議案第11号 まんのう町エピアみかどの設置及び管理に関する条例の制定について
日程第23	日程第23	議案第12号 まんのう町琴南健康ふれあいの里の設置及び管理に関する条例の制定について
日程第24	日程第24	議案第13号 まんのう町福祉施設美霞洞温泉の設置及び管理に関する条例の制定について
日程第25	日程第25	議案第14号 まんのう町琴南高齢者婦人活動センターの設置及び管理に関する条例の制定について
日程第26	日程第26	議案第15号 まんのう町大川山キャンプ場の設置及び管理に関する条例の制定について
日程第27	日程第27	議案第16号 まんのう町特別養護老人ホームの設置及び管理に関する条例の制定について

日程第 28	議 長	日程第 2 8 議案第 1 7 号	まんのう町琴南高齢者生活福祉センターの設置及び管理に関する条例の制定について
日程第 29		日程第 2 9 議案第 1 8 号	まんのう町琴南高齢者ふれあいランドの設置及び管理に関する条例の制定について
日程第 30		日程第 3 0 議案第 1 9 号	まんのう町集会場の設置及び管理に関する条例の制定について
日程第 31		日程第 3 1 議案第 2 0 号	まんのう町営農飲雑用水施設の設置及び管理に関する条例の制定について
日程第 32		日程第 3 2 議案第 2 1 号	まんのう町仲南道の駅交流センターの設置及び管理に関する条例の制定について
日程第 33		日程第 3 3 議案第 2 2 号	まんのう町仲南特産品センターの設置及び管理に関する条例の制定について
日程第 34		日程第 3 4 議案第 2 3 号	まんのう町塩入ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の制定について
日程第 35		日程第 3 5 議案第 2 4 号	まんのう町塩入ふれあいロッジの設置及び管理に関する条例の制定について
日程第 36		日程第 3 6 議案第 2 5 号	まんのう町塩入ふるさと研修館の設置及び管理に関する条例の制定について
日程第 37		日程第 3 7 議案第 2 6 号	まんのう町塩入健康センターの設置及び管理に関する条例の制定について
日程第 38		日程第 3 8 議案第 2 7 号	まんのう町二宮忠八飛行館の設置及び管理に関する条例の制定について
日程第 39		日程第 3 9 議案第 2 8 号	まんのう町法人の設立及び出資等に関する条例の制定について
日程第 40		日程第 4 0 議案第 2 9 号	まんのう町公の施設の指定管理者に関する条例の制定について
日程第 41		日程第 4 1 議案第 3 0 号	まんのう町琴南地区特定施設に関する基金条例の制定について
日程第 42	日程第 4 2 議案第 3 1 号	まんのう町仲南地区特定施設に関する基金条例の制定について	
		<p>以上、議案第 1 1 号から議案 3 1 号までの 2 1 議案を会議規則第 3 7 条により一括議題といたしたいと思ひます。</p> <p>これにご異議ありませんか。</p> <p>(「なし。」)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって議案第 1 1 号から議案第 3 1 号までの 2 1 議案を一括議題といたします。</p> <p>提出者から提案理由の説明を求めます。</p> <p>町長、栗田隆義君。</p>	
	町 長	<p>ただいま上程されました議案第 1 1 号から第 3 1 号までの条例制定について、一括して提案理由をご説明申しあげます。</p> <p>これらは、これまで暫定施行の条例であったものをまんのう町条例とするものであります。</p> <p>まず、議案第 1 1 号から 2 7 号までは、公の施設の設置及び管理に関する条例であります。施設の設置目的、名称、位置、事業</p>	

町 長	<p>内容、管理基準、利用料金などを定めます。今回の制定は、本来直営である町の施設を指定管理者に行わせることができるとの条項を盛り込み、一連の条例との整合性を図っております。設置条例の内容は、現行条例にほとんど変更を加えておりません。</p> <p>なお、議案第20号 営農飲雑用水の条例には、平成18年度中に共用を開始した「中熊下営農飲雑用水施設」を対象にする追加を行っております。また、塩入温泉周辺に所在する施設の名称を統一するために、すべてに「塩入」という名称を付ける改正を行っております。</p> <p>議案第27号 二宮飛行館の条例は、いつからでも指定管理者に移行できるような改正を行っております。</p> <p>議案第28号は、町が出資及び寄付行為をするときの基準、出資した法人の関与のあり方及び出資の回収等を定め、出資法人の健全な経営と安定を図ろうとするものであります。</p> <p>議案第29号は、町の施設は、本来的には町の直営とすべきものですが、外部の法人に町の行政権限も含めて代行させて、住民サービスを向上させることにより、施設目的をより効果的、かつ効率的に達成しようとするものであります。指定管理者の指定の手続き、町と指定管理者の関与、指定管理の停止及び取消、町と指定管理者と利用者の3者間の関わり方などについて定めるものです。</p> <p>議案第30号、31号は、公設民営により上げた収益金を特定目的基金としてより効果的に管理し、施設運営の中長期的な継続と安定化を図るための「特定施設目的基金条例」をこれまでの基金条例の名称変更を含めて設置するものであります。</p>
議 長	<p>よろしくご審議下さいますようお願い申し上げます。</p> <p>これをもって提案理由及びその内容の説明を終わります。</p> <p>これより議案第11号から議案第31号までの21議案の質疑に入ります。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>本屋敷崇君。</p>
本 屋 敷 議 員	<p>議案の11号、温泉施設ですね、温泉施設に関するところですけども、まんのう町に4施設ございますが、旧来は3町がそれぞれにもっていたもので、入場料等が違っております。それで旧琴南町と仲南町は指定管理者にしておりますけれども、指定管理者条項の中にも、料金等は指定管理者等が町長と協合して決めることができるようになっておりますけど、今現在どうのこうのいう話ではないですけども、今これから改定する条例を統一するということは、今現在、指定管理者を置いているものは、指定管理者の規定でとなりますけれども、これからする分においては統一しておくのが望ましいと思うんですけども、そういうことはできないのでしょうか。</p>

議 長 竹林課長	<p>まちづくり政策課、竹林昌秀君。</p> <p>町内に4つある施設の料金についてのご質問と伺いました。9月の定例議会で申し上げましたとおり、旧町条例の暫定施行となっております。今年度中は制度統合を行うという回答を9月にさせていただいております。今回はですね、運営の中に料金等には手を加えずに、指定管理者の条例ですとか出資法人の条例、基金の条例との整合性を図る法制執務的な対応に留まっております。温浴施設の料金はですね、公社の経営問題とも直結する問題でありまして、制度統合を行って同じ土俵の上で次年度、新年度以降で検討させていただく、このようなスケジュールでございます。以上、ご了解いただければありがたいと存じます。</p>
議 長 藤田議員	<p>藤田昌大君。</p> <p>ちょっと、質問する気がなかったんですが、委員会ですね、健康増進室長との報告と若干違う方向があったんでないかなと思ひまして、ちょっと質問させていただきます。</p> <p>かりん温泉ですね、入浴料と定休日の変更に伴ってですね、料金体系を合わせていきたいという健康増進室長からのですね、委員会報告があったんですね。そのへんとの絡みはどなんかなということでもあります。立てったついでですから言いますけど、議案第13号の、言葉で遊んで申し訳ないんですが、13号についてはですね、2条に教養の向上及びレクリエーションとあります。そして仲南事案の議案21、22についてはレクレーションとあります。言葉はレクリエーションが正解でありますので、言葉遊びして申し訳ないんですが、条例に残る部分でありますので、21、22につきましてはレクリエーションと訂正していただくように申し上げておきますけれども、差し支えないでしょうか。以上です。</p>
議 長 竹林課長	<p>まちづくり政策課長、竹林昌秀君。</p> <p>今回、上程させていただいておりますのは、指定管理者に運営を任せておる施設の条例でございます。で、かりん温泉については指定管理者になっておらず、町の直営であって、今回の上程となっております。以上ご了解いただいて、後、文言については、承りました意見を尊重して検討させていただきたいと存じます。</p>
議 長 大西 豊 議 員	<p>大西豊君。</p> <p>先ほど、とりあえずということでしたが、この内容を見ますと、情報公開云々も関連してくるんですけど、みかど温泉、旧の琴南町管内は営業時間については、別途規則で定める。仲南地区の施設については、ちゃんと営業時間を書いとります。それと、まんのう町のホームページを見てでも、そういう類のもんが抜けとります。せつかくこれ、制定するのであるもので、そこらへんについては、条例を制定するにあたり、営業時間について検討されたかどうか、議会に対しては6月の議会前後に、統廃合を含めてきちんとした執行者の説明がありました。特にあの、この問題につきましては、別の項目に営業時間が入るとんかも</p>

<p>大西 豊 議 員 議 長 竹林課長</p>	<p>分かりませんが、ホームページのトップページにおきましては、営業時間が入ってないところがありますので、その辺について検討されたかどうかご説明いただきたいと思います。</p> <p>まちづくり政策課長、竹林昌秀君。</p> <p>すでに申しあげましたとおり、今回は現行の協定書なり運営内容の継承であります。制度統合を行うというところであって、実質的な運営の中身については、今後の検討に委ねる、そのような段取りとご理解いただければと。なお、ホームページについてはですね、町の大事な広報でございまして、きちんと説明できるように、載せるようにすべきかと思っております。</p>
<p>議 長 大西 豊 議 員</p>	<p>大西豊君。</p> <p>ただ今、今後の検討課題ということでございましたけど、新しいまんのう町の管轄で、私はちゃんと条例に載せるべきだと、やっぱり欠け取る部分については、ただ制度改正云々でなくて、これがないから、まんのう町ホームページの方もちゃんとした営業時間が載っていないと思います。何ぼか開いていたら分かると思いますが、一つの施設については営業時間が載っておりませんので、せっかくの機会でありますので、今度見直すのではなくて、元がちゃんとしておけば、ちゃんとホームページにも自動的に載ると思いますので、再度ですがお考えを聞きたいと思います。</p>
<p>議 長 竹林課長 議 長 小亀議員</p>	<p>まちづくり政策課長、竹林昌秀君。</p> <p>営業時間につきましても条例に織り込むべく、対応したいと存じます。</p> <p>小亀重喜君。</p> <p>これも語句の訂正のレベルなのかもしれませんが、せっかく継承されるといいながら、できるだけ訂正ができるものはこの回に訂正しておくべきではないかなと思ひまして、ちなみになんですが、議案の第12号 まんのう町琴南健康ふれあいの里ですよね、こちらのほうで、現場まで行ってないんで確証はないんですが、野球場の照明というのはもう使えない状態になっているんじゃないですかね。もしなってるのであれば、「野球照明場は専用のコインを使用すること。コインは1枚で30分間点灯する。」という表記が残ってるんですよね。今後無理であればいっそのこと除けるべきだと思いますし、これを先ほど大西議員も言われましたが、ホームページには規約集として載ってます。そしたら後の方が照明も使えるんやなと感じることはあります。それで1,800円何かを払えば、ナイターができると思ったら、ナイターはできないということであれば、現在メス入れられるものはすべて継承するだけではなくて、手を入れたほうがいいんじゃないかなと思います。その点のご検討状況を教えてください。</p>
<p>議 長 竹林課長</p>	<p>まちづくり政策課長、竹林昌秀君。</p> <p>ただいまのご質問に対して、いわゆるちょっと形式的に過ぎますけれども、今年度は制度統合であって、運営の中身のところは</p>

	竹林課長	次年度にと申しますのは、そもそも論議する土台が違って、中身のことと一緒に論議しますと混乱いたします。それで条例間の公設民営の4種類の条例が挙がってるわけですね。その整合性をとるとというのが、今回の上程であります。中身についてはご指摘の通り、運営の実態を反映させるべく、この後の料金等も含めてですね、各施設ごとにそれぞれ所管の課がですね、所管の委員会において、それぞれの中身についてご検討いただくべきか、そのように考えております。ご指摘の段、誠にそのとおりだと承っております。
	議長 谷森議員	谷森哲雄君。 条例っていうのは、大事な町の大事なものであって、たとえば整合性を図るために、今年度便宜的にとかそんなような条例の事案として出すのはちょっとおかしいかなと思います。やはり条例として出すのであれば、きちんとしたものを出すべきでないか、いわゆる時限的なあるいは便宜的なとか、こういうような条例の提出議案として出すのは、ちょっといささかいかかなものかと思うんですが、いかがですか。
	議長 竹林課長	まちづくり政策課、竹林昌秀君。 ただいまのご質問について、まことに実態と乖離した部分があるところは承知しております。条例がですね、実質中身を備えたものであるべきとは思っておりますけれども、この公設民営の仕組みはですね、設置条例があり、運営をしている法人条例があり、それを結びつける指定管理者の条例があり、それに関連する収益等の処分を決めた基金条例があり、制度が複層、交錯しております。そしてまた出資法人の経営とも関わります。論議をですね、段階的にしていきたいということでもあります。論議を整理して行うために、少しずつ手をつけたのだと、そのようにご理解いただければありがたいのですが。以上ご説明させていただきます。
	議長	他に質疑はありませんか。 〔なし。〕 これをもって質疑を終了いたします。 ただいま議題となっております議案第11号から、議案第31号までの21議案については、総務常任委員会に付託いたします。
日程第43		日程第43 議案第32号 仲多度南部消防組合規約の一部変更について
日程第44		日程第44 議案第33号 財田川防災組合規約の一部変更について
日程第45		日程第45 議案第34号 中讃広域行政事務組合規約の一部変更について
日程第46		日程第46 議案第35号 香川県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び香川県市町総合事務組合規約の一部変更について
日程第47		日程第47 議案第36号 まんのう町外三ヶ市町山林組合規約の変更について
		日程第48 議案第37号 まんのう町外三ヶ市町(七箇地区)山林組合規約の変更について

<p>日程第 48 日程第 49</p>	<p>議 長</p>	<p>日程第 49 議案第 38 号 まんのう町外二ヶ市町(十郷地区)山林組合規約の変更について 以上、議案第 32 号から議案第 38 号までの 7 議案を会議規則第 37 条により一括議題といたしたいと思ひます。 これにご異議ありませんか。 〔なし。〕 異議なしと認めます。よつて議案第 32 号から議案第 38 号までの 7 議案を一括議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。 町長、栗田隆義君。</p>
	<p>町 長</p>	<p>ただいま上程されました議案 32 号から議案第 38 号までの 7 議案をご説明申し上げます。この 7 議案ともに、まんのう町が加入しております一部事務組合の規約変更であります。先ほどの議案第 10 号と同じく、地方自治法の一部を改正する法律の施行による変更であります。議案第 35 号は、平成 19 年 1 月 15 日に設立された香川県後期高齢者医療広域連合の香川縣市町総合事務組合への加入の変更を合わせております。議案第 36 号、37 号、38 号は地方自治法の改正と合わせて、字句の統一等を行い全部改正を行なうものであります。よつて、地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、一部事務組合の規約の変更に係る関係地方公共団体の協議が必要となつたため、地方自治法第 290 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。</p>
	<p>議 長</p>	<p>ご審議のほどよろしくお願ひします。 これをもつて提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより議案第 32 号から議案第 38 号までの 7 議案に対しての質疑に入ります。 質疑はありませんか。 〔なし。〕 質疑なしと認めます。 これをもつて質疑を終了いたします。 お諮りいたします。ただいま議題になっております議案第 32 号から議案第 38 号までの 7 議案は会議規則第 39 条第 2 項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思ひます。 これにご異議ありませんか。 〔なし。〕 異議なしと認めます。よつて議案第 32 号から議案第 38 号までの 7 議案は、委員会の付託を省略することに決定いたしました。 これより議案第 32 号 仲多度南部消防組合規約の一部変更についての討論に入ります。</p>

	<p>議長</p>	<p>討論はありませんか。        (「なし。」)        討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。        これより議案第32号 仲多度南部消防組合理約の一部変更についてを採決いたします。        本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。        (「なし。」)        異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。        これより議案第33号 財田川防災組合理約の一部変更について討論に入ります。        討論はありませんか。        (「なし。」)        討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。        これより議案第33号 財田川防災組合理約の一部変更についてを採決いたします。        本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。        (「なし。」)        異議なしと認めます。        よって本案は原案のとおり可決されました。        これより議案第34号 中讃広域行政事務組合理約の一部変更について、討論に入ります。        討論はありませんか。        (「なし。」)        討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。        これより議案第34号 中讃広域行政事務組合理約の一部変更についてを採決いたします。        本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。        (「なし。」)        異議なしと認めます。        よって本案は原案のとおり可決されました。        これより議案第35号 香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び香川縣市町総合事務組合理約の一部</p>
--	-----------	---

	<p>議長</p>	<p>変更について、討論に入ります。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p>(「なし。」)</p> <p>討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。</p> <p>これより議案第35号 香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び香川縣市町総合事務組合規約の一部変更についてを採決いたします。</p> <p>本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(「なし。」)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>これより議案第36号 まんのう町外三ヶ市町山林組合規約の変更について、討論に入ります。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p>(「なし。」)</p> <p>討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。</p> <p>これより議案第36号 まんのう町外三ヶ市町山林組合規約の変更についてを採決いたします。</p> <p>本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(「なし。」)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>これより議案第37号 まんのう町外三ヶ市町(七箇地区)山林組合規約の変更について、討論に入ります。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p>(「なし。」)</p> <p>討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。</p> <p>これより議案第37号 まんのう町外三ヶ市町(七箇地区)山林組合規約の変更についてを採決いたします。</p> <p>本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p>
--	-----------	---

日程第 50	議 長	<p>(「なし。」)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>これより議案第38号 まんのう町外二ヶ市町(十郷地区)山林組合規約の変更について、討論に入ります。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p>(「なし。」)</p> <p>討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。</p> <p>これより議案第38号 まんのう町外二ヶ市町(十郷地区)山林組合規約の変更についてを採決いたします。</p> <p>本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(「なし。」)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>議場の時計で14時40分まで休憩をいたします。</p>	休憩 14時25分
	議 長	<p>休憩を戻して、会議を再開します。</p> <p>日程第50 議案第39号 字の区域の変更についての件を議題といたします。</p> <p>提出者から提案理由の説明を求めます。</p> <p>町長、栗田隆義君。</p>	再開 14時40分
	町 長	<p>ただいま上程されました、議案第39号 字の区域の変更についてをご説明申しあげます。</p> <p>平成10年度より実施しております団体営基盤整備促進事業高屋原地区の圃場整備が平成19年度に完了するのに伴い、換地処分を行うため字界変更が必要となったため、地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。</p> <p>ご審議のほど、よろしく願い申しあげます。</p>	
	議 長	<p>これをもって提案理由及びその内容の説明を終わります。</p> <p>これより質疑に入ります。質疑はありませんか。</p> <p>(「なし。」)</p>	

<p>日程第 51</p>	<p>議 長</p> <p>町 長</p>	<p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>ただいま議題となっております議案第 39 号については、建設経済常任委員会に付託いたします。</p> <p>日程第 51 議案第 40 号 平成 18 年度まんのう町一般会計補正予算（案）の件を議題といたします。</p> <p>提出者から提案理由の説明を求めます。</p> <p>町長、栗田隆義君。</p> <p>ただいま上程されました議案第 40 号 平成 18 年度まんのう町一般会計補正予算につきまして、ご説明申し上げます。</p> <p>1 ページをお開きください。第 1 条で、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 24 億 7,410 千円を追加し、歳入歳出の総額を 116 億 5,697 千円といたしております。</p> <p>第 2 条で繰越明許費を、第 3 条で地方債の補正を定めております。今回の補正は、各費目の精査による増減と、国の補正に対応する事業実施のための補正とに分かれております。</p> <p>3 ページをお開きください。歳入につきましては、第 1 款 町税から第 13 款 使用料及び手数料、第 15 款 県支出金から第 20 款 諸収入までは各々精査による増減であります。第 14 款 国庫支出金のうち、国庫補助金は地域情報通信基盤整備推進補助金 732,650 千円、合併対策補助金 72,000 千円、小学校施設耐震補強補助金 36,793 千円を増額補正するものであります。</p> <p>4 ページをお開きください。第 21 款 町債は、国庫補助金による事業に対応すべき町債と、精査による変更により 1,522,000 千円増額するものであります。</p> <p>5 ページの支出につきましては、第 1 款 議会費、第 4 款 衛生費から第 8 款 土木費、第 11 款 災害復旧費、第 12 款 諸支出金は精査により各費目を増減しております。第 2 款 総務費は、総務管理費のうち財産管理費で 19,670 千円増額し、庁舎の来庁者の駐車場確保のための用地取得費及び工事請負費等を計上しております。情報通信費で 2,487,290 千円の増額であり、内情報基盤整備事業として光ファイバー網等の整備に 2,207,000 千円、統合型GIS整備事業として 229,890 千円を増額し事業を実施してまいります。その他の総務費は精査によるものであります。第 3 款 民生費のうち社会福祉総務費で国民健康保険特別会計へ財政安定化支援等として 60,000 千円繰出しを行いません。その他につきましては精査によるものであります。第 10 款 教育費では、小学校費のうち、学校教育費の四条小学校管理運営費で 9,834 千円増額し、調理室等の修繕や備品購入費等を計上しております。また、学校建設費では、仲南小学校の耐震工事等で 92,160 千円を計上し、その他は精査によるものであります。</p>
---------------	-----------------------	---

町長	<p>6ページをお開きください。繰越明許費は、18年度予算において計上いたしております事業を19年度へ繰越すための措置であります。</p> <p>第2款 総務費では庁舎駐車場整備事業で7,500千円、情報基盤整備事業で2,207,000千円、統合型GIS整備事業で229,890千円、第3款 民生費では福祉空間整備事業で25,000千円、第4款 衛生費では、し尿処理事業で26,853千円と13,409千円、第10款 教育費では、小学校施設整備事業として仲南小学校耐震・大規模改修事業で103,500千円の合計2,613,152千円を繰越すものであります。</p> <p>7ページの、地方債の補正では、精査による補正と、国の補正による補正とがあります。4から11は、事業等の精査による補正であります。14の合併特例債は、小学校の補助残や統合型GISの補助残など、合併特例債に移行できるものを補正しております。15の地域活性化事業債は、情報基盤整備事業の補助残を補正しております。</p> <p>各事業の明細は、9ページ以降に記載いたしておりますので、お目通しをお願いいたします。</p> <p>以上、18年度一般会計補正予算の概略説明とさせていただきます。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。</p>
議長	<p>これをもって提案理由及びその内容の説明を終わります。</p> <p>これより質疑に入ります。質疑はありますか。</p> <p>谷森哲雄君。</p>
谷森議員	<p>町長さんにお尋ねいたしますが、合併して1年間が終わろうかとしてるわけでございますが、そういうなかで、合併後10年間は旧町間の交付税の措置額が下回らないように算定するとかいうことをきいておるわけですが、いわゆる18年度はどうであったのか。それから当然いわゆるいろんな起債をするわけですが、そのなかで、そのうちの例えば7割とか5割とか、多いんであれば9割とかこういうなんは交付税で措置されると、こういうことを聞いておるんですが、それならば当然、そういう起債を起せば、それに応じて交付税が措置されるということで、交付税が増えなければならないかと思うんですが、この点お尋ねいたします。</p>
議長 栗田 総務課長	<p>総務課長 栗田義郎君。</p> <p>谷森議員さんのご質問にお答えしたいと思います。</p> <p>まず、今言われたんは、地方交付税の関係だと思っておりますけども、これはもう当初から言ってますとおり、合併したからその分に算定じゃなくて、旧町間ごとの地方交付税を算定をして、それをそのまま新しい町で交付しますよという大原則は変わっておりません。ただ今言われておりますのは、そう言いながら、総額が減つとるじゃないかということだろうと思っております。これはも</p>

栗田 総務課長	<p>う今の国の施策によりまして、総額規制というのが1つ係っております。補正係数もすべてにおいて係っておりますけども、たとえば町道4m以降が何mあったらどれだけの計算方法をしますよ、学校が1つに対していくらとか、人口がいくらに対していくらというんがあります。ただそういうぶんについてはどんどん圧縮されております。ですからそのへんが、基本的にはトータルが減ってくる要因だというふうに考えております。今いう起債の関係、これはもうきっちり決められておりますから、たとえば今回、地域活性化事業債については、補助残が50%、50%で100%はすべて交付税でもんてきますよというんは、きっちり謳われております。ですから、これについては原則もんてくるというふうに考えておりますけれども、総額規制ということで、補正係数等々事業費係数というんがございましてけれども、これが全国的にはほとんど減らされておるから、トータル的には減らされておるというふうに解釈していただいております。以上でございます。</p>
議 長 谷森議員	<p>谷森哲雄君。 一応、国のほうにしても、細かく積算して「はい、まんのう町は学校がいくら、生徒数がいくら、役場の職員がいくら、それから町道が何mか」、こういうふういきちんと精査して交付税の交付はしてないかとは思いますが、いわゆるきちんと厳正になるのであれば1,000円単位とかこういうふうになろうかと思うんですが、そうではないんでないかなど。今までこう聞いてきた範囲内では、だいたいおおよそこのぐらいですよと、まあこういうふうには聞いてきておるわけですが、いわゆる本当にたとえば交付税措置の中でも、きちんと厳正に措置されるものがあるのかなのか、ちょっとまあ参考までにお尋ねいたします。</p>
議 長 栗田 総務課長	<p>総務課長 栗田義郎君。 今の谷森議員さんのご質問にお答えしたいと思います。普通交付税についてはきっちりと計算されております。それこそ何十項目にわたって、数字を羅列しておりますから、きっちりした数字が出ております。ただ、特別交付税というんがございまして。地方交付税があります。これはどちらかといえば、若干そういうきらいがあるのかなというふうに考えておりますけども、今現在の普通交付税については、きちんとした数字に基づいて交付をされておると。ただ、今、新型交付税の導入というふうに検討されておりますけど、またあちらにいけば若干ニュアンス変わってきておりますけど、今現在の普通交付税につきましては、きちんとした試算のもとに交付されておるということでございます。</p>
議 長 末武議員	<p>他に質疑はありませんか。 末武弘道君。 8番、末武です。私は、質問ではないんですが、お礼をひとつだけ申し上げたいと思います。 ちょうど私も合併の時にずっと出させていただいて、この情報整備をいかにしてやるかということだったわけですが、この情報</p>

末武議員	整備に30億かかると、これを合併特例債を使ってやったら非常にたいへんなことになるということで、議場でたいへんもめたわけですが、このほんとうに情報整備22億ということで。
議 長	末武議員、質疑でないんやったらすんません、ちょっと止めて。
末武議員	ちょっとだけ。この素晴らしい情報整備というものを企画情報課がとっていただいたということで、その非常にご苦労なかったわけですが、私は今、この町の若者は、ほんとうに喜びかえっておるわけでございます。そういう意味で、この手ごたえをどうだったかということを企画情報課の課長さんにちょっとお尋ねしたいと思います。
議 長	企画情報課長、齋部正典君。
齋部企画 情報課長	末武議員さんのご質問といたしますか、お答えをいたします。企画情報課といたしましては、合併をいたしまして、まんのう町にですね、地域間格差をなくするという最大のテーマをもって今回の事業に取り組んでおりました。これによって、地域振興が十分図ればということでごんばっておりますので、今後ともよろしくお願い申し上げたらと思います。
議 長	他に質疑はありませんか。
	〔なし。〕
	これをもって質疑を終了いたします。
	お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第40号は会議規則第39条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。
	〔なし。〕
	異議なしと認めます。よって議案第40号は。
	白川美智子君。
白川（美）	私は、光ファイバーについては全面的に反対しているわけではございませんけれども、防災の関係については必要かもしれませんけれども。
議 員	白川美智子さん、討論でないきに。
議 長	会議規則第39条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。
	これにご異議ありませんか。
	〔なし。〕
	異議なしと認めます。よって議案第40号は委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

<p>日程第 52</p>	<p>議 長 白川 (美) 議 員 議 長 本 屋 敷 議 員 議 長</p>	<p>これより討論に入ります。討論はありませんか。 白川美智子君。</p> <p>私は、光ファイバーについては全面的に反対しているわけではございませんけれども、防災の関係については必要かもしれませ んけれども、多額の町の負担もあることだし、これは町民に十分説明をして、理解をしていただいてから、事業を進めてほしい、 このように思っております。よって今の時点では、この補正には賛成できないというわけでございます。以上です。</p> <p>本屋敷崇君。</p> <p>多額の地方債もきつての投資することになります。旧町琴南町時代もですね、たびたびNTTとかのほうにも行かして、や っと光ファイバー、高速通信網いかなないものかといきましたけど、やはり業者のほう、未加入者の方、採算性の問題がありまして、 いけないとたびたび言われてたものですが、今回まああの、総務省の2011年からのデジタル放送受信というのが大きなものが ありまして、それに付随する補正予算という7億円近いものがうちのほうに入ってくるという、この機会を逃してはですね、やは りこの後、合併特例債使ってもできない、7億円というものが入ってこないという形になると、うちのほうでは厳しい、これを逃 したらたぶん未来永劫まんのう町に光ファイバー入らないのではないかと思うところもありまして、インフラ整備として、12月 の一般質問でさせていただきましたが、ここはインフラ整備としてですね、その後続くものがある事業ですので、何とか賛成し て通していただければと思います。</p> <p>三好勝利君。</p> <p>反対討論ありませんか。 〔なし。〕</p> <p>討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。</p> <p>これより議案第40号 平成18年度まんのう町一般会計補正予算（案）を起立により採決いたします。 本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。 起立多数であります。 よって本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第52 議案第41号 平成18年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）の件を議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。 町長、栗田隆義君。</p>
---------------	---	--

日程第 53	町 長	<p>ただいま上程されました議案第 4 1 号 平成 1 8 年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算のご説明を申し上げます。</p> <p>5 3 ページをお開きください。この補正では、歳入歳出の増減はありません。費目の組替えによる補正でございます。</p> <p>5 5 ページをお開きください。歳入では、財政安定化支援として一般会計から繰入を行い、町債の広域化等支援基金貸付金を減額するものであります。これは、町債を起こせば後年度に負債を残し負担増となるために、借入をしないで財政安定化支援を一般会計が行なうものであります。</p> <p>歳出では、精査を行いそれぞれの費目の増減を行っております。</p> <p>以上、1 8 年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算の概略説明とさせていただきます。</p> <p>よろしくご審議のほどお願い申し上げます。</p>
	議 長	<p>これをもって提案理由及びその内容の説明を終わります。</p> <p>これより質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑に留めていきたいと思ひます。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>(「なし。」)</p> <p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>ただいま議題となっております議案第 4 1 号につきましては、教育民生常任委員会に付託いたします。</p> <p>日程第 5 3 議案第 4 2 号 平成 1 8 年度まんのう町老人保健特別会計補正予算(案)の件を議題といたします。</p> <p>提出者から提案理由の説明を求めます。</p> <p>町長、栗田隆義君。</p>
	町 長	<p>ただいま上程されました議案第 4 2 号 平成 1 8 年度まんのう町老人保健特別会計補正予算についてご説明申し上げます。</p> <p>6 1 ページをお開きください。この補正では、歳入歳出の増減はございません。費目の組替えによる補正でございます。</p> <p>6 3 ページをお開きください。国庫負担金を 6 1 千円増額し、一般会計繰入金金を 6 1 千円減額するものであります。</p> <p>以上、1 8 年度まんのう町老人保健特別会計補正予算の概略説明とさせていただきます。</p> <p>よろしくご審議のほどお願い申し上げます。</p>
	議 長	<p>これより質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑に留めていただきたいと思ひます。</p>

日程第 54	議 長	<p>質疑はありませんか。          (「なし。」)          質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。          ただいま議題となっております議案第 4 2 号については、教育民生常任委員会に付託いたします。          日程第 5 4 議案第 4 3 号 平成 1 8 年度まんのう町介護保険特別会計補正予算(案)の件を議題といたします。          提出者から提案理由の説明を求めます。          町長、栗田隆義君。</p>
	町 長	<p>ただいま上程されました議案第 4 3 号 平成 1 8 年度まんのう町介護保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。          6 9 ページをお開きください。歳入歳出それぞれ 3 2, 1 3 9 千円減額し、歳入歳出の総額を 1, 8 4 4, 6 5 5 千円とするものであります。          7 1 ページをお開きください。1 2 月補正におきまして実行予算に即した補正予算といたしましたが、その後の精査により、歳入歳出ともに、各費目の増減を行っております。          以上、1 8 年度まんのう町介護保険特別会計補正予算の概略説明とさせていただきます。          よろしくご審議のほどお願い申し上げます。</p>
日程第 55	議 長	<p>これをもって提案理由及びその内容の説明を終わります。          これより質疑に入ります。質疑は、委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑に留めていただきたいと思います。          質疑はありませんか。          (「なし。」)          質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。          ただいま議題となっております議案第 4 3 号については、教育民生常任委員会に付託いたします。          日程第 5 5 議案第 4 4 号 平成 1 8 年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算(案)の件を議題といたします。          提出者から提案理由の説明を求めます。          町長、栗田隆義君。</p>
	町 長	<p>議案第 4 4 号 平成 1 8 年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算について、提案理由を申し上げます。</p>

日程第 56	町 長	<p>85 ページをお開きください。</p> <p>歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ27,828千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ84,588千円とするものです。補正予算の主な内容は、浄化槽設置事業費の減に伴う減額補正であります。</p> <p>歳入予算では、分担金及び負担金で3,599千円を減額し、国庫補助金で9,174千円を減額、県補助金で2,723千円を減額、一般会計繰入金で1,829千円を減額、町債では特定地域生活排水処理事業債で13,000千円を減額、また浄化槽使用料では2,497千円を増額しようとするものです。</p> <p>歳出予算では、施設整備費の設計委託料で954千円を減額、浄化槽設置事業費の減により工事請負費で26,000千円を減額、施設管理費の検査業務委託料で1,000千円を減額、利子償還金の不足により公債費で126千円を増額しようとするものです。</p> <p>以上、18年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算の説明とさせていただきます。</p> <p>よろしくご審議のほどお願いいたします。</p>
	議 長	<p>これをもって提案理由及びその内容の説明を終わります。</p> <p>これより質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑に留めていきたいと思っております。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>(「なし。」)</p> <p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>ただいま議題となっております議案第44号については、教育民生常任委員会に付託いたします。</p> <p>日程第56 議案第45号 平成19年度まんのう町一般会計予算(案)の件を議題といたします。</p> <p>提出者から提案理由の説明を求めます。</p>
	議 長	<p>町長、栗田隆義君。</p>
	議 町 長	<p>ただいま上程されました、議案第45号 平成19年度まんのう町一般会計予算につきましてご説明申し上げます。</p> <p>1ページをお開きください。第1条、歳入歳出予算総額を87億8,979万3千円、前年対比1億9,539万円、2.2%減といたしております。厳しい財政状況を踏まえながら、新町の融和と発展のため、種々事業を進めることといたしております。</p> <p>歳入につきましては、交付税などが大幅に減額し、三位一体の改革による税率の見直しにより町税が増額となっており、公平公</p>



<p>栗田 総務課長</p>	<p>億6,090万ほどを計上いたしております。総務債としましては、交付税不足分を補う臨時財政対策債を昨年度より4,400万ほど減の3億4,600万。昨年度まで組まれておりました減税補填債は廃止をされました。で、今年度の町債の大きな割合を占めておりますのは、情報基盤施策の事業の合併特例債関係の事業で4億5,600万、また合併特例債にはこれ以外にも土木関連で1,790万ほどで、町債の約半分にあたります4億7,450万を計上いたしております。それと臨時財政対策債を加えますと、町債の約80%を占めており、通常の投資的経費の削減を図っております。</p> <p>続きまして5ページ目で、歳出でございますけれど、まず第3表で目的別の内訳を記載させていただいております。議会費、総務費、民生費等々で第14款の予備費までを記載させていただいております。前年対比を見ていただきますとお分かりになるように、議会費、総務費、民生費、商工費が増、後はすべて減という形ですね、今回予算計上いたしております。</p> <p>6ページをお開きください。この6ページにつきましては、目的別と性質別ということで、性質別の内訳をここへ記載をさせていただいております。こんななかで、事務的経費、人件費でありますとか扶助費でありますとか、公債費の19年度が37億790万7千円と、構成比的には42.2%になるということでございます。前年度対比は2%ほど減でございますけれども、構成比の割合は全く変わっていないということでございます。投資的経費、これは普通建設事業費でございますけれども、13億8,000万ほどを計上いたしております。構成比15.7%、前年対比は4,600万ほど減額をいたしております。その他の経費としましては物件費、維持補修費、補助費等々でございますけれども、合計にしますと36億9,700万ほどで、42.1%と7,600万ほど減になっておりますけれど、構成比的には18年度とそう大きな変化はございません。後、7ページ以降につきましては、歳出の各々款項目によってご説明を、記載をいたしております。このぶんにつきましては、第1款 議会費、あと第2款 総務費、次の1 総務管理費は項でございます。(1)が目でございます。①というのが、39ページをお開きいただくと分かっていると思うんですけども、まず2が総務費としまして17億、前年度対比23.1%増というふうでございます。次1というのが総務管理費、これは項でございます。(1)が目ということで、一般管理費としまして5億2,887万6千円、前年対比20.2%増と、①というのがこれが右の端に目の説明がございます。この目の説明の一般管理費というのを①というふうに記載させていただいております。</p> <p>で、また7ページに戻っていただきますけれども、そういうことで、まず一般管理費では2.2%増、これについては臨時的な措置としてここに計上させていただいております。で、男女共同参画推進事業というのもここで計上させていただいております。文書広報としまして、1,722万4千円ということで、15.7%減ということでございます。あと財産管理費として82万5千円、32.9%減ということでございます。あと8ページ目以降、総務管理費の各々説明をずっと記載させていただいております。</p>
--------------------	--

<p>栗田 総務課長</p>	<p>そのなかで、上の財産管理費の中で、②庁舎管理費、これにつきましては、庁舎防災機能維持のための、地下にありますけれど、蓄電池の交換を1千万ほど計上いたしております。あとずっとお目通しを願えたらと考えております。</p> <p>続きまして、9ページ目の情報通信費でございますけれど、これが5億3,488万9千円と、前年度対比968%ということで、オフトーク通信、防災業務に関する部分と情報通信、庁舎内RUNシステムの情報ネットワークの必要な経費、そしてその次に、情報基盤整備事業としまして、4億9千万ほど計上させていただいております。これが光ケーブル関係の宅内装置の予算をここで計上させていただいております。で、この分に歳入としましては、国の合併補助金と合併特例債を充てさせていただいております。あと9ページのいちばん下には支所及び出張所費を記載させていただいております。10ページ目で、支所費の中で、仲南支所費につきましては、落雷に対する支所機能維持のための工事費950万ほどを臨時的な経費として計上させていただいております。</p> <p>続きまして、10ページの下町税費でございますけれども、この中の税務総務管理費としまして、諸費の中から一部この中へはめさせていただいております。11ページ目の1番上っかわでございますけれども、これにつきましては、前年対比14.6%増ということで、住民税の増加に伴い、報奨金でありますとか、滞納整理経費を増額いたしております。</p> <p>12ページ目につきましては、第3款の民生費でございます。民生費につきましては、21億848万2千円、3.5%増を計上しております。これにつきましては、福祉関係の経費をすべてこの中で記載をさせていただいております。社会福祉費で2%、14億5,365万2千円、この中には社会福祉総務費、また老人福祉費等を、また13ページの障害者福祉の中も、この社会福祉の中にはめております。で、この中身につきましては、いろいろな事業をここで計上させていただいております。老人クラブの活動費でありますとか、金婚式でありますとか、敬老祝い金、敬老会費等々をすべてこの中で、目の説明の中にすべてを記載させていただいておりますので、各事業を見ていただければ内容が分かるかと思っております。</p> <p>後、11ページ目も同じく、各事業毎にすべて記載させていただいておりますので、お目通しをよろしくお願ひしたいというふうに考えております。</p> <p>14ページにつきましても、同じくそうございまして、15ページ目で①の乳幼児医療費支給事業ということで5,090万7千円を計上いたしております。これが中学校卒業までの医療費無料の制度がこれだけの、ただ一部県事業がございますので、県事業の補助金がこのなかにも一部含まれております。後、出産祝い金でありますとか、諸々の事業をここで記載をさせていただいております。15ページ目の保育所費につきましては4億3,051万2千円、前年度対比7.7%増ということでございますけれども、これにつきましては私立保育所に係る運営費が大幅に増加したことに伴いまして、ここで増ということになってございます。</p>
--------------------	---

<p>栗田 総務課長</p>	<p>後、16ページ目につきましては、中段から下が衛生費でございまして、第4款 衛生費、8億800万7千円ということで、前年対比1.6%減ということで、保健衛生費等の中に保健衛生総務費、母子保健事業等々ずっと計上させていただいております。</p> <p>17ページは予防費として、各予防接種関係、また健康づくり、温泉事業等々記載させていただいております。環境衛生費につきましては、環境衛生管理費、火葬事業費、合併処理浄化槽費等でそれぞれ計上させていただいております。清掃費につきましては、し尿処理、塵芥処理、分別収集、18ページの環境美化事業までを計上させていただいております。</p> <p>18ページの3 上水道費、これにつきましては、上水道関係、簡易水道でなくて上水道関係の繰出金をここに計上させていただいております。これは法定分のみの繰出ということになってございます。</p> <p>第5款 労働費、また第6款で農林水産業費、農林水産業費につきましては、前年対比18.6%減ということで農業費、また19ページ目に農地費等を計上いたしております。また19ページ目の(5)農地費につきましては、土地改良事業ということでございまして、3億5,944万5千円ということで、16.3%減ということで計上させていただいております。また下には各々細かい事業をすべて記載をしております。20ページ目も農地費で、農村環境改善費、地籍調査費、農業集落排水の繰出金もここで計上させていただいておりますし、林業費も20ページの中段以降、林道費まで治山事業等を各々事業費目ごとに計上させていただいております。商工費につきましては、款の7 商工費が9.6%減ということで、商工費また観光費等々をここに記載させていただいております。22ページ目が土木費でございまして、5億7,337万5千円、前年対比26%減ということで計上させていただいております。これにつきましては、土木管理費ということで、土木総務費、また道路橋梁維持費、道路橋梁新設改良費等を計上いたしております。河川費では、河川総務費、急傾斜崩壊防止対策事業費等を計上いたしております。23ページ目、都市計画費ということで2億2,426万9千円を計上いたしております。このなかには、都市計画総務費、また公園費、公共下水道費等含まれております。こんなかで交付金で、まちづくり交付金として2,504万ほど計上いたしておりますけれども、これにつきましては、満濃池の整備ということで計上いたしております。</p> <p>続きまして23ページの第9款 消防費、また第10款 教育ということで、教育費につきましては10億546万7千円と、前年対比15.8%減ということでございますけれども、これにつきましては小学校費が18年度の補正に前倒しをされたということでの大きな減額ということでございます。このなかには、24ページ目の教育総務費、また小学校費、25ページ目の中学校費、中段の幼稚園費、5の社会教育費、26ページ目につきましては、社会教育の中の事業をそれぞれ記載をさせていただいております。そのなかで26ページ目の下に、生涯学習事業から各公民館まつりの事業費を掲載させていただいておりますし、1番下にはまんのう文化祭として124万1千円計上いたしております。27ページにつきましては公民館、また文化振興費等々記載させて</p>
--------------------	---

<p>栗田 総務課長</p>	<p>いただいております。(4)の国際交流費でございますけれども、833万1千円、これにつきましては、外国人講師による費用でありますとか、中学生の海外派遣の補助等もここで計上させていただいております。保健体育費で、またここに保健体育総務費、体育施設費等々すべて記載をさせていただいております。28ページ目につきましては、これも災害復旧費として、存目的なものを計上いたしております。</p> <p>公債費でございますけれど、公債費は10億3,267万2千円、前年対比1.1%減ということで、地方債の元金、利子及び一時借入金の利息をここで記載をさせていただいております。後、13款の諸支出費、また29ページ目の予備費までを各々款項目、また目の事業細事業について、すべてここに記載させておりますので、またお目通しをよろしくお願ひしたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。</p>
<p>議長</p>	<p>簡単でございますけれど、19年度予算の説明とさせていただきます。</p> <p>これをもって提案理由及びその内容の説明を終わります。</p> <p>これより質疑に入ります。質疑はありませんか。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑に留めていただきたいと思います。</p> <p>質疑はありませんか。</p>
<p>谷森議員</p>	<p>谷森哲雄君。</p> <p>議長の要請によりまして、統括総括的な質問と、私はこういうように理解して質問いたします。まず第1点ですが、何回もたびたび申し上げておりますが、町が実施する建設工事、あるいは町が購入する消耗品とか備品とか、そういうことについては町内優先と、こういうことを堅持していただきたい。</p> <p>それから、2つ目でございますが、いわゆる「合併して仲南・琴南寂しくなった」と、こういう声がよく聞かれるわけでありませう。そういうことに考えまして、いわゆる遊休施設いうんですか、それともあるいはあまり活用されてない施設、たとえば琴南町であれば健康ふれあいの里の野球場とか、あるいはいきいき館、琴南高齢者婦人活動センターとか、こういったものがあまり活用されてないと、そういうようなことを考えまして、ぜひ新しい町として本格的にスタートいたしますので、そういう施設の活用いうことをぜひ積極的に町長、お考えいただきたいと。</p> <p>それからですね、もう1点はいわゆる税制改革、いわゆる住民税は増えたけど、所得税は減ったと、だから皆さん、税の負担には変わりありませんと、こういうことが広報、まんのうの広報11月号で掲載されておりましたが、これもちょっと愚問かと思いますが、今、総務課長の説明によりまして、税はあまり変わらないというのに、町税で2億円、2億6千万円ですか、増収を見込</p>

谷森議員	<p>んでおるということについて、かなり金額が大きいんで、これはいろいろ事業所関係とか、いろいろあろうかと思いますが、この点お尋ねいたします。</p>
	<p>それからですね、特に私が強調しておきたいのは保育料でございます。税制改革によりまして、所得税の定率減税半減によります課税増、これは確実に増税になると、私はこう思うわけでございます。そういうなかで先般、このことにつきまして、厚生労働省が増税による保育料アップにつながらないよう、基準改定を出しました。たとえば課税所得がいくらやったら保育料はいくらですよと、こういうんが決まっておるんですが、これをそのまま19年度へそれをつないでいった場合に、必ず保育料は上がってきます。だから厚生省がそういうようにならないように通達を出しとると。だからそういう課税の基準、保育料の課税の基準を、やはり段階的に見直していただきたいと思うんですが、これはどういふようになってんのかお尋ねいたします。</p>
議 長	<p>それと、それから健康生きがい施設については、一般的なことでお尋ねするんですが、町長は、「これは建設する」と検討委員会ですか、そこでも議論しておるようですが、やはり町民のどの程度かは分かりませんが、町長が先の選挙の時に、「白紙に戻します」と、しかし私はこの時思たんですが、白紙には戻すけど、やめるとは言ってない、ここらへんが非常に、町長のうまいところかなと思たんですが、町民は素直でございますので、ああ、あれは町長やめたんかというんで、何%かの、</p>
谷森議員	<p>谷森議員。これは一般会計でやっじよりますきに。お汲み取りください。</p>
	<p>はいはい、それはまあそれで、そういうことで、いわゆる策定委員会での差し支えなければどいなご意見が出たんかということをお尋ねいたしたいと思しますので、以上、いろいろご質問申しあげましたが、お答えいただいたらと思います。</p>
議 長	<p>総務課長、栗田義郎君。</p>
栗 田	<p>谷森議員さんのご質問でございます。</p>
総務課長	<p>まず第1点目、これにつきましては、お聞きしておきたいと思っております。</p>
	<p>それと税制の問題でございますけども、説明がちょっと舌足らずやったかも分かりませんが、これは税制改正によりまして、当然2億数千万円は増えます。ただ一方でそれに伴う減る分がありますよということで、歳入についての大きな土はないということと言いたかっただけで、税についてはまったく増えてくるんですけども、それに伴う分もこっちは減らされてますよというのを、で差し引き損はないというふうにご理解いただきたいというふうに考えております。</p> <p>そういうことで、よろしくお願ひ申し上げます。</p>
議 長	<p>教育委員会、加見重照君。</p>
加見次長	<p>谷森議員さんの保育料の件についてお答えしたいと思います。保育料につきましては、当然所得減税がなくなりました。それに</p>

加見次長	<p>よりまして、当然ながら保育料は上がると思います。ただし、その上がるのを軽減するための措置というのを、現在厚生労働省がまだ示しておりません、新年度の保育料の算定につきましては。たぶん4月5月頃になれば、厚生省の方から新年度の保育単価等基準が示されると思いますが、今の当初予算につきましては、現在の保育料算定基準で計上させていただいてございますが、もし厚生労働省のほうから示されましたら、新年度中の補正予算で対応していきたいと思っております。以上でございます。なお、保育料の減免等につきましては、今現在、第2第3子とまんのう町は減免措置等行っておりますので、それをこれ以上減免というのはちょっと考えにくいと思っておりますが、以上で答弁終わらせていただきます。</p>
議 長	<p>他に質疑はありませんか。</p>
	<p>藤田昌大君。</p>
	<p>町長、栗田隆義君。</p>
町 長	<p>谷森議員さんのご質問にお答えをいたします。</p>
	<p>予算執行において、地場産業の育成を図っていただきたいということでございますが、当然町の予算を使ってということで、できる限り地場産業の育成に努めてまいり、いろんな物件、また工事等の発注に地元の業者を優先して使っていきたいとこのように思っております。また、琴南地区を中心とした未利用施設と申しますか、未利用地と申しますか、現在あまり使われていない施設につきましては、今後地域の住民の皆さん方にご使用いただいて、どんどん使っていただけたらいいなあというふうに思っておりますが、今年度19年度の、18年度の状況を見て、今後のいろんな補助金等も見直しをしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたしたいと思っております。また、健康中核生きがい施設に関しましては、今朝ほど所信表明演説でも申しましたように、かりん温泉に併設するのがいいだろうということで、今、検討委員会のほうで順次検討を願っておるところでございます。以上でございます。</p>
議 長	<p>谷森議員。</p>
谷森議員	<p>教育次長のお答えによりますと、厚生労働省からまだ出てないというふうなお答えでした。私、こないだ新聞見たら、それが出とったように記憶しておるんですが、次長、いかがですか。</p>
加見次長	<p>お答えいたします。新聞報道は確かに出ておりました。ただし、私らのほうへ公文書ではまだいただいておりますので、私らも新聞報道で知ってる範囲でしか、今承知してございません。</p>
議 長	<p>藤田昌大君。</p>
藤田議員	<p>1点だけ、ちょっとお尋ねしたいと思っておりますが、町長、新町長になってですね、それぞれのところへ説明に行つてですね、エレ</p>

藤田議員	<p>ベーターを設置するということがあって、非常に大きな話題になっておりました。私は、できればですね、まんのう町の中心的なとこ、農改センターをですね、やっぱり活性化していただくという意味でですね、それともう1丁、福祉の町という位置づけの中でですね、農改センターにお願いをしとったわけでありまして、予算化されておられません。ま、あの、満濃地区の各施設を見ますと、2階へ行く時に、全然そういった施設がどこにもありませんので、せめて中央公民館もありませんし、一応農改センターは中央公民館的な要素を持っていると思います。そういった意味ではぜひあの、障害をもっている方、お年寄りの方が2階へ上がる機会が多いたと思いますし、今の農改センターの建設以降の経過を見れば、修理とかそういった名目でですね、エレベーターを設置したんではどうかと思ひまして、要望を言ったわけでありまして、新しい予算にはないようでありまして、今後ですね、補正でも付けるなり、改築に向けてですね、その気があるかないかだけ、その点だけちょっとお聞かせ願いたいと思ひます。</p>
議 長 町 長	<p>町長、栗田隆義君。</p> <p>藤田議員さんのご質問にお答えいたします。私もちょうど、町長になりたての時に、バリアフリーということで、中央の農改センターへ何とかエレベーターが付けられないものかということで、いろいろと試算をしました。まあ、ちょっと業者にも頼んでどのくらいかかるかもちょっと見積もりしてもらいましたが、場所によりますが、あの改善センターの中へ付けるにしても、1,500万から1,800万ほどかかるということで、かなりかかるんだなあとということで非常にビックリしました。またあの、ちょうど今、社会福祉協議会が2階でも使っておりますので、社会福祉協議会の基金かなんかでもやれんかなということで検討したんですが、県の指導等によりまして、それもまかりならぬということでありましたので、今、非常に厳しい財政事情の中でございますので、今しばらく時間的猶予をいただいたらなと思っております。よろしくお願ひいたします。</p>
議 長 大西 豊 議 員	<p>大西豊君。</p> <p>職員会の補助金について、260万についてお聞きします。過去、一般質問のなかでも、町長は組織ができないから、できたら有効に使うと言われておりましたが、職員会のできておるのであれば概要、ま、どのような活動をしとるのかお聞きしたいと思ひます。</p>
議 長 総務課長	<p>総務課長、栗田義郎君。</p> <p>大西議員さんのご質問にお答えします。職員会、今回、260万ほど予算計上させていただいております。これにつきましては、議員さんも当然ご承知のとおり、法によりますものでございまして、これを支出しなさいよと、職員の維持管理、健康管理をやりなさいということでございますので、適切な支出行為を行っていきたいというふうに考えております。以上でございます。</p>

日程第 57	議 長	大西豊君。
	大西 豊	私の言うたんは、概要について。職員会ができたから補助金を出したということでもありますので、もしできたのであれば、職員会の概要をお聞きしたいということで質問しております。
	議 員	
	議 長	総務課長、栗田義郎君。
	総務課長	大西議員さんのご質問にお答えします。職員会のほうは、昨年に結成をいたしました。ただ、これまで当初予算とは別な話でございますけれども、今、現在では支出いたしておりません。以上でございます。
	議 長	大西豊君。
	大西 豊	私は、概要について、過去の一般質問において、町長はまだそういう組織ができてないからということで、答弁を繰り返されておりましたので、概要について、特に今回、議会運営委員会で委員会委託うんぬん言われよりましたけど、ちょうど私、一般質問でこの案件についてするようにしておりますので、委員会までには待っておられませんので、概要について、ちょっと黙っとってください、私は議長に許可をいただいて質問しております。ルールに則ってしておりますので、たぶん議員の皆さん知つとると思います、概要、過去の一般質問では、組織ができてないから、できたら有効に使います。概要ぐらい聞くのができないんですか、同じことを3回聞いとんですよ。
	議 長	総務課長、栗田義郎君。
	総務課長	大西議員さんのご質問にお答えしたいと思います。 まず、あの、職員互助会につきましては、当然法で認められとるものでございまして、それに対して福利厚生のためにしなさいよというふうに認められとります。そのための支出ということで、基本的には福利厚生のためということでございます。以上です。
	議 長	これをもって質疑を終了いたします。 ただいま議題となっております議案第45号については、総務委員会に付託いたします。 日程第57 議案第46号 平成19年度まんのう町国民健康保険特別会計予算(案)の件を議題といたします。
議 長	提出者から提案理由の説明を求めます。 町長、栗田隆義君。	
町 長	ただいま上程されました、平成19年度まんのう町国民健康保険特別会計予算につきましてご説明申し上げます。 117ページをお開きください。歳入歳出総額を22億2,845万5千円、前年度対比15%増といたしております。 歳出で保険給付費78,118千円、保健事業費9,638千円、共同事業拠出金200,116千円を見込んでおります。	

日程第 58	町 長	それに見合う主な歳入予算として国庫支出金 5 7 5, 1 2 5 千円、療養給付費交付金 5 3 0, 0 0 1 千円、他会計繰入金 2 億円、等を計上いたしております。
		よろしくご審議のほどお願いいたします。
	議 長	これをもって提案理由及びその内容の説明を終わります。
		これより質疑に入ります。本議案は、委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまで総括的大綱的な質疑に留めていただきたいと思っております。
	川原議員	川原茂行君。 実はこれ、質問した場合にですね、当然答弁される方が、質問の趣旨と違うことを答えた場合には、これは我々議会議員としてはたまらんですよ。きちんと質問の趣旨に答えて、答弁していただかないと。これ 3 回済みしましたよ、2 回済みしましたよ、ではいかなんですよ、議長。まだ 6 月のいちばん合併後の冒頭の時に、議長にそういうことをお願いしたるはずなんです。そら、議長が判断してこれは違うと思たら即刻かえてくださいと、言うたるでしょうが。それを、「数が何回済みしましたから終わりです、次進みます。」これが正常な議会運営できますか、これ。ちっと議長、きちんと判断してください、これ。
	議 長	質疑はありませんか。 〔なし。〕 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。
		ただいま議題となっております議案第 4 6 号については、教育民生常任委員会に付託いたします。
		日程第 5 8 議案第 4 7 号 平成 1 9 年度まんのう町老人保健特別会計予算（案）の件を議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。
町 長	町長、栗田隆義君。 ただいま上程されました議案第 4 7 号 平成 1 9 年度まんのう町老人保健特別会計予算につきまして、ご説明申しあげます。 1 4 3 ページをお開きください。歳入歳出予算の総額を 3 3 億 9, 5 9 6 万 8 千円、前年度対比 1 2 % 増であります。歳出で主として医療諸費が 3 8 6, 7 2 7 千円の増、諸支出金で 1 6, 9 1 9 千円の減額が見込まれます。それに伴い歳入で主なものとして支払基金交付金 1 6 3, 9 7 7 千円、国庫支出金 1 5 4, 5 3 5 千円、県支出金 1 5 4, 5 3 5 千円、繰入金 3 4, 7 7 4 千円を計上いたしております。 よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。	

<p>日程第 59</p>	<p>議 長</p> <p>町 長</p>	<p>これをもって提案理由及びその内容の説明を終わります。</p> <p>これより質疑に入ります。本議案は、委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまで総括的大綱的な質疑に留めていただきたいと思えます。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>(「なし。」)</p> <p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>ただいま議題となっております議案第 4 7 号につきましては、教育民生常任委員会に付託いたします。</p> <p>日程第 5 9 議案 4 8 号 平成 1 9 年度まんのう町介護保険特別会計予算(案)の件を議題といたします。</p> <p>提出者から提案理由の説明を求めます。</p> <p>町長、栗田隆義君。</p> <p>ただいま上程されました議案第 4 8 号 平成 1 9 年度まんのう町介護保険特別会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。</p> <p>歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1, 8 9 4, 0 0 0 千円と定めるものでございます。</p> <p>1 5 3 頁の事項別明細をごらん下さい。まず、歳入の主なものについて申し上げます。第 1 款 保険料として、2 9 7, 1 0 1 千円、6 5 歳以上の第 1 号被保険者の保険料として納付いただいているものです。第 2 款 分担金及び負担金として 2, 6 6 3 千円、地域支援事業にかかる利用者負担金です。第 4 款 国庫支出金として 4 5 1, 5 6 9 千円、第 5 款 支払基金交付金として、5 7 0, 3 7 7 千円、これは 4 0 歳から 6 4 歳までの第 2 号被保険者から納付いただいている保険料で、社会保険支払基金から交付されます。第 6 款 県支出金として 2 8 0, 4 6 7 千円。第 9 款 繰入金については 2 9 1, 8 1 8 千円、一般会計より 2 6 2, 2 6 4 千円、給付費の伸びについて安全サイドを考慮して、介護保険財政調整基金より 2 9, 5 5 4 千円の繰入金を計上させていただいています。</p> <p>次に歳出についてでございますが、第 1 款 総務費で 2 7, 0 8 9 千円、第 2 款 保険給付費で平成 1 8 年度当初予算より 7. 7 パーセント伸びの 1, 8 3 2, 0 5 1 千円。第 5 款 地域支援事業費で 3 4, 5 5 3 千円。第 8 款 予備費で 2 0 3 千円。第 9 款 諸支出金で 1 0 2 千円を計上させていただいております。</p> <p>介護保険特別会計予算の前年度対比は 1 0 6, 6 7 0 千円の増、伸び率 6. 0 % となっています。</p> <p>以上よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。</p>
---------------	-----------------------	---

<p>議 長</p>	<p>これをもって提案理由及びその内容の説明を終わります。</p> <p>これより質疑に入ります。本議案は、委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまで総括的大綱的な質疑に留めていただきたいと思います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>谷森哲雄君。</p>
<p>谷森議員</p>	<p>先の税制改革によりまして、いわゆる高齢者、65歳以上が受ける老齢者控除いうんですか、老年者控除いうんか、そういうのが廃止されまして、いわゆる65歳以上の方の税金が上がってきております。そういうなかで、当然介護保険料も上がるかと思えます。そしてまた、若い人にとっては、いわゆる住民税は上がったけど、所得税が減ったと、下がったと、こういうことですが、給与所得者に関しては19年度から実施されますので、所得税が安くはなりますが、いわゆる一般的な国保に入っておる方は、来年の3月、所得の申告によって初めて減税になる方がおりますが、それはまあその方の所得によりまして、当然こういうふうにいわれる、控除の廃止で税額が上がったというふうに認識しておるんですが、それでまた、先の厚生省、厚生労働省によりまして、いわゆる2000年度から介護保険制度ができて、毎年値上げされて2007年度では当初の倍に保険料が上がった、こういうことを聞いておるんですが、まんのう町の場合にはいかがでしょうか、お尋ねします。</p>
<p>議 長 細川室長</p>	<p>地域包括支援センター室長、細川憲志君。</p> <p>谷森議員さんのご質問にお答えします。</p> <p>一応、介護保険の保険料は、3年サイクルで見直しがかかれまして、そのいったん決まれば3年間は保険料は変わらないと、ただ先ほどご質問の中にもありましたように、所得税、住民税ともしますけれど、控除の減額とかそういうもので、控除の廃止とかそういうので税金が上がる可能性はあるかとは思いますが。ただ、影響を受ける方もおいでとは思いますが、年金対象者については、そんなにないかなと思いますが、若干の影響は出てくると思えます。</p>
<p>議 長 谷森議員</p>	<p>谷森哲雄君。</p> <p>いわゆる非課税措置の廃止となりましたので、当然増税ということで、私がお聞きしたいのは、たとえば18年度に比べて19年度はどのくらい上がるのか、当然それはまあ、その方の所得によりまして、若干下がる方もおりますが、相対としてどの程度上がるか、あるいはまんのう町として、平均4千くらいになるかと、こういうことを知りたいわけでお尋ねいたします。</p>
<p>議 長 細川課長</p>	<p>地域包括支援センター室長、細川憲志君。</p> <p>お答えします。今、確定申告がなされております。その確定が出るのが6月です。その6月以降に住民税が確定します。その時</p>

日程第 60	細川課長 議 長	<p>点で、いくらになるいうんが確定すると思います。今の時点では何が何ぼ高いいうんは申しあげられないんじゃないかと思います。</p> <p>他に質疑はありませんか。</p> <p>(「なし。」)</p> <p>これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>ただいま議題となっております議案第 4 8 号については、教育民生常任委員会に付託いたします。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>本日の会議は 2 4 時まで時間延長をいたしたいと思います。</p> <p>これにご異議ありませんか。</p> <p>(「なし。」)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本日の会議は 2 4 時まで延長することに決しました。</p> <p>議場の時計で 4 時 2 5 分まで休憩をいたします。</p>	休憩 1 6 時 1 0 分
	議 長	<p>休憩を戻して会議を再開いたします。</p> <p>日程第 6 0 議案第 4 9 号 平成 1 9 年度まんのう町診療所特別会計予算（案）を議題といたします。</p> <p>提出者から提案理由の説明を求めます。</p> <p>町長、栗田隆義君。</p>	再開 1 6 時 2 5 分
	町 長	<p>ただいま上程されました議案第 4 9 号 平成 1 9 年度まんのう町診療所特別会計予算についてご説明を申し上げます。</p> <p>診療所特別会計における平成 1 9 年度の予算につきましては、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 1 0 2, 5 0 0 千円にしようとするものであります。前年度の当初予算と比較してみますと、4, 5 0 0 千円増、前年度対比、約 4. 6 %の増となっております。</p> <p>1 9 年度予算を編成するにあたっては、施設の管理等に要する経費、及び診療に要する経費状況等の現況を基に予算計上したところであります。その内容でございますが、最初に主な歳入についてご説明いたします。診療収入といたしましては 8 6, 7 0 0 千円、前年度対比、7, 0 8 0 千円の減、7. 5 %の減であります。使用料及び手数料として 7 3 0 千円、前年度対比 4 0 千円の減、5. 2 %の減、また県支出金につきましては 4, 9 8 7 千円、前年度対比の 1 0 0 %の増であります。本年度、造田診療所に</p>	

<p>日程第 61</p>	<p>町 長</p> <p>議 長</p> <p>町 長</p>	<p>において、レントゲン透視撮影装置一式を、県補助金の適用を受け更新しようとするものであります。その分に係る増であります。また、繰入金として、レントゲン透視撮影装置を更新するための補助残に充当するための診療所管理運営事業基金より4,000千円を繰入ることにいたしております。また繰越金につきましては5,840千円を組み入れる歳入予算にいたしております。</p> <p>次に、主な歳出についてご説明いたします。</p> <p>総務費、施設管理費であります。52,877千円、前年度対比4,833千円の減、8.4%の減となっております。医業費といたしましては49,024千円、前年度対比9,324千円の増、23.5%の増であります。これは、主にレントゲン透視撮影装置を更新するための費用に要する増であります。施設整備費で300千円、前年度と同額であります。また予備費として299千円を計上した歳出予算にしているところであります。</p> <p>以上、慎重審議のほど、よろしく願い申しあげます。</p> <p>これをもって提案理由及びその内容の説明を終わります。</p> <p>これより質疑に入ります。本議案は、委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまで総括的大綱的な質疑に留めていただきたいと思っております。質疑はありませんか。</p> <p>(「なし。」)</p> <p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>ただいま議題となっております議案第49号については、教育民生常任委員会に付託いたします。</p> <p>日程第61 議案第50号 平成19年度まんのう町簡易水道特別会計予算 (案)の件を議題といたします。</p> <p>提出者から提案理由の説明を求めます。</p> <p>町長、栗田隆義君。</p> <p>ただいま上程されました議案第50号 平成19年度まんのう町簡易水道特別会計予算案について提案理由のご説明を申しあげます。</p> <p>189ページをお開きください。平成19年度まんのう町簡易水道特別会計予算案は、第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億3,529万6千円と定めるものでございます。第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、191ページ、第1表 歳入歳出予算のとおりであります。第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債は、193ページ、第2表 地方債のとおりであります。</p> <p>第3条 一時借入金の限度額は、地方自治法235条の3第2項の規定により3,000万円と定めるものでございます。</p>
---------------	----------------------------------	---

日程第 62	町 長	<p>第4条におきましては、歳出予算の流用について掲げております。</p> <p>冒頭、予算方針において説明させていただきました前の川地区未給水区域解消事業費として、7,371万円を計上いたしております。早期完成を目指すべく、事業内容の見直しを進め、本年度内完了をすべく進めて参ります。</p> <p>どうかよろしくご審議のほどお願い申し上げます。</p>
	議 長	<p>これをもって提案理由及びその内容の説明を終わります。</p> <p>これより質疑に入ります。本議案は、委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまで総括的大綱的な質疑に留めていただききたいと思います。質疑はありませんか。</p> <p>(「なし。」)</p> <p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>ただいま議題となっております議案第50号については、教育民生常任委員会に付託いたします。</p> <p>日程第62 議案第51号 平成19年度まんのう町下水道特別会計予算(案)の件を議題といたします。</p> <p>提出者から提案理由の説明を求めます。</p> <p>町長、栗田隆義君。</p>
	町 長	<p>ただいま上程させていただきました議案第51号 平成19年度まんのう町下水道特別会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。</p> <p>平成19年度まんのう町下水道特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ288,763千円とするものであります。</p> <p>歳出予算では、人件費及び業務委託料、施設維持負担金、公課費等総務管理費で43,796千円を計上いたしております。</p> <p>施設費では105,067千円を計上、その内施設の維持修繕等の施設管理費で3,210千円、下水道工事請負費及び設計委託料、水道管補償補填費など、関係施設整備費で101,857千円を計上しています。</p> <p>公債費では、139,400千円を計上し、起債償還金の元金及び利子を計上しています。</p> <p>歳入予算では、下水道事業受益者負担金で3,000千円、下水道使用料で31,032千円、国庫補助金で35,000千円、県補助金で100千円、一般会計繰入金で120,506千円、繰越金及び諸収入で25千円を計上しています。</p> <p>また、第2条では地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を第2表で示しています。</p> <p>第3条では、一時借入金の借入れの最高額を定めております。</p> <p>よろしくご審議いただき、ご決定賜われますようお願い申し上げます。</p>

<p>議 長</p>	<p>これをもって提案理由及びその内容の説明を終わります。</p> <p>これより質疑に入ります。本議案は、委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまで総括的大綱的な質疑に留めていただきたいと思います。質疑はありませんか。</p> <p>(「なし。」)</p> <p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了、</p> <p>大西豊君。</p>
<p>大西 豊 議 員</p>	<p>関連して質問するんですけど、公共下水と合併処理層、吉野地区におきましては、途中まで公共下水がいきとって、合併処理施設も同じように進めとりますが、そこらへんの方向性について、吉野地区は、公共下水の対象になっとんかなってないんか、それとも合併処理槽で対応していくんか、そこらへんの方向性についてお聞きしたいと思います。</p>
<p>議 長 宮下課長</p>	<p>環境保全課長、宮下一行君。</p>
<p>議 長 大西 豊 議 員</p>	<p>今、下水道と合併浄化槽の区域について、大西議員さんからご質問いただきましたが、下水道の認可区域につきましては、当初計画をした区域と変更はございません。で、それ以外のところにつきましては、合併浄化槽ということでございます。今年度行っておりますのが、涌井地区のほう行っておりますけど、19年度計画をいたしておりますのは、場所と言いますと、この庁舎のバイパスのところで、1つは交差点の辺り、それとバイパスから南のJAさんの施設がありますが、その周辺の辺り、そういったところ、それと後、満濃の四條地区の一部というところで、部分的な下水道を計画、19年度に計上いたしておるところでございますので、吉野地区の計画については、当初予算、当初の区域と変わってないということでご理解いただけたらと思います。</p>
<p>議 長 大西 豊 議 員</p>	<p>大西豊君。</p> <p>やっぱり住民の方が、吉野地区でも鐘場涌井線については、公共下水が一部されたと思います。そういうなかで、特にあの、合併をしてから合併処理槽の補助金が県下で1番よいということで、ほんとに予算が足りなかったぐらいで、申し込みしたけど付かないような厳しい、ほんとに将来、合併処理でいくのか、公共下水でいくのか、特に吉野地区におきましては、当初より讃岐まんのう公園までは、幹線の公共下水道、通っております。そういうなかで、やっぱり方向付けをちゃんとしなければ、僕はいけないと思いますし、当初私も聞いとる範囲では、吉野地区も順次公共下水を進めていくなかで、神野地区の涌井方面に、いろいろ町の拡張計画、舗装の関係で、あちらに移ったように記憶しております。それで、吉野地区についてはもう、公共下水はしないのか、やはりするんであれば、合併処理槽をどんどんやっていたんでは、効率が悪いと思いますので、そこらへんについての今回予算も出ておりますけど、町当局は、吉野地区は公共下水をするのかしないのか、合併処理槽だけでいくのか方向付けをしなければ、</p>

<p>大西議員 議 長 宮下課長</p>	<p>住民の方は困ると思いますので、そこらへんの方向性についてお聞きいたしたいと思います。</p> <p>環境保全課長、宮下一行君。</p> <p>下水道の今の区域でございますが、当初と区域は変わってない、これ以上拡大しての公共下水道の拡大、下水道施設は考えてないということでございます。今、現状の吉野地区というあれが出ましたが、吉野地区の全体の地形等が私、ちょっと把握できかねますが、ここの地区という場所で指名していただければ、また該当しようかと思いますが、今のところ認可当初と変わってないということ、それ以外のところは合併浄化槽を推進していくということになりますので、今、議員さん言われましたとおり、合併浄化槽の推進が主になろうかと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。</p>
<p>議 長 大西 豊 議 員</p>	<p>大西豊君。</p> <p>それではあの、2点ほどお聞きします。補助率は、今県下でおそらく、合併をして3町の中で1番補助率の高いとこに合わせて、県下で1番補助率がいいので、去年も殺到して合併処理槽の申し込みがあつて、あの、できなかったところもあると思うんですけど、特に吉野地区におきましては、讃岐まんのう丘陵公園ができた時に、本管が県道の下に敷設されております。そういうことを考えてみて、当然、吉野地区については、公共下水が通るということで、住民の方は信じております。ほんとに、しないのであれば、合併処理槽に関心が向いていると思っておりますので、私はなぜ本管が1番先、公園の中へ、まんのう町の中でも幹線として通っておるのに、どして通らんのか不思議に思っておりますので、再度お伺いいたします。</p>
<p>議 長 宮下課長</p>	<p>環境保全課長、宮下一行君。</p> <p>ただいま、下水道の本管が通っておるという、大西議員さんからの質問でございますが、本管につきましては、国営公園の専用の幹線が通っておるものがあるかと思っておりますが、今、町の方の下水道で、今、敷設しておるのが、ちょうどこのバイパスを中心にしての辺りの下水道敷設でありまして、それから認可の区域拡大については、今は考えておりません。今の認可区域の中で、敷設できるところの支線を敷設するというので進めております。それ以外は、合併浄化槽で推進をするということでございますので、よろしく願いいたします。まんのう町の合併浄化槽の補助金につきましては、言われましたとおり高い補助金でございます。50万、70万、90万というような補助金をしておりますが、これは家庭排水の浄化を図るためにもということで、合併時にその単価を設定したわけでございますので、それから1年経ったわけで、非常に申し込みは多いのが現状でございますが、今年も100を超えておりますけれども、19年度の予算にも計上させていただいておりますとおり、100基ほどを予定いたしておりますので、そういったぶんで、水の環境美化ということで、推進していきたいと思っております。</p>
<p>議 長</p>	<p>他に質疑はありませんか。</p>

日程第 63	議 長	<p>(「なし。」)</p> <p>これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>ただいま議題となっております議案第 5 1 号につきましては、教育民生常任委員会に付託いたします。</p>
	町 長	<p>日程第 6 3 議案第 5 2 号、平成 1 9 年度まんのう町農業集落排水特別会計予算（案）の件を議題といたします。</p> <p>提出者から提案理由の説明を求めます。</p> <p>町長、栗田隆義君。</p>
	議 長	<p>ただいま上程されました議案第 5 2 号 平成 1 9 年度まんのう町農業集落排水特別会計予算（案）について、提案理由を申し上げます。</p> <p>平成 1 9 年度まんのう町農業集落排水特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 3, 3 4 0 千円とするものであります。</p> <p>歳出予算では、処理施設の保守管理委託料及び光熱水費、修繕費など施設管理費で 9, 9 3 9 千円を計上しています。</p> <p>公債費では、2 3, 3 0 1 千円を計上し、起債償還金の元金及び利子を計上しています。</p> <p>歳入予算では、一般会計繰入金で 2 7, 8 3 6 千円、事業使用料金で 5, 5 0 1 千円、分担金・繰越金・諸収入はそれぞれ存目計上いたしております。</p> <p>また、第 2 条では一時借入金の借入れの最高額を定めております。</p> <p>予算の内容につきましては、お手元の資料をご覧くださいと思います。よろしくご審議のほど賜われますようお願いいたします。</p>
日程第 64	議 長	<p>これをもって提案理由及びその内容の説明を終わります。</p> <p>これより質疑に入ります。本議案は、委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまで総括的大綱的な質疑に留めていただきたいと思います。質疑はありませんか。</p> <p>(「なし。」)</p> <p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>ただいま議題となっております議案第 5 2 号については、教育民生常任委員会に付託いたします。</p> <p>日程第 6 4 議案第 5 3 号 平成 1 9 年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計予算（案）の件を議題といたします。</p> <p>提出者から提案理由の説明を求めます。</p> <p>町長、栗田隆義君。</p>

町長	<p>ただいま上程されました議案第53号 平成19年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計予算案について、提案理由を申し上げます。</p> <p>平成19年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計予算の総額を、歳入歳出それぞれ115,237千円とするものであります。</p> <p>歳出予算では、総務費で11,830千円を計上し、その内訳として人件費及び各種負担金、公課費など一般管理費で11,730千円、業務管理費で100千円を計上いたしております。</p> <p>施設費では90,012千円を計上、その内工事請負費で44,500千円、設計ソフト作成等委託料及び放流ポンプ補助金等で1,800千円を計上いたしております。</p> <p>施設管理費では43,712千円を計上し、管理・検査業務委託料及処理施設負担金などを計上いたしております。</p> <p>公債費では12,895千円を計上し、起債償還金の元金及び利子を計上いたしております。</p> <p>また、第2条では、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を第2表で示しております。</p> <p>第3条では、一時借入金の借入れの最高額を定めております。</p> <p>よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。</p>
議長	<p>これをもって提案理由及びその内容の説明を終わります。</p> <p>これより質疑に入ります。本議案は、委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまで総括的大綱的な質疑に留めていただきたいと思っております。質疑はありませんか。</p> <p>(「なし。」)</p>
議長	<p>谷森哲雄君。</p>
谷森議員	<p>私が聞き違ったかどうか分かりませんが、町長の提案理由の説明の中で、プログラムというんですか、ソフトを180万で購入するところというふうに聞いたんですが、間違いなかったんですか。</p>
議長	<p>町長、栗田隆義君。</p>
町長	<p>ただいまの180万でございますが、設計ソフト作成等委託料及び放流ポンプ補助金で180万を計上いたしております。</p>
議長	<p>谷森哲雄君。</p>
谷森議員	<p>ソフトというのはいわゆるプログラムを購入するわけですか、仮に申しあげときますが、いわゆるこういうプログラムソフトを購入しても、プログラムを更新すると仮定した場合な、だからした場合でも、これがほんとに使われるのかどうか、先般もお尋ね</p>

<p>谷森議員 議 長 宮下課長</p>	<p>したというふうに、購入はするけどなかなか使わないのが実情、これは他のプログラムですが、よいよのお答えがあったので、こういうことになるのであれば、もうこういう無駄はやめてほしいということでお尋ねするんですが、いかがですか。</p> <p>環境保全課長、宮下一行君。</p> <p>谷森議員さんからの、今の180万の分でございますが、設計業務の委託料ということで、浄化槽の設計を組んでいただいております。ですので、その設計の単価表を組むのを設計委託するわけでございます。それが80万でございます。それと放流ポンプの補助金ということで、これは浄化槽ですね、ポンプが必要な家庭がございます。で、その場合に限度額が20万円で、3分の2の率でございますけれども、その補助を出すようにしております。放流ポンプを設置した場合には、その放流ポンプ設置費に対して、限度額20万円ですしておりますので、100万ということで5基ほど予定の中に入れておるといってございまして、よろしくお願いたします。</p>
<p>議 長 谷森議員</p>	<p>谷森哲雄君。</p> <p>課長、プログラムを買うということでしょう。ソフトを購入、となればですな、現実にそれを担当のほうできちんとそれを活用できるのであれば別に問題ないかと思いますが、プログラムソフトを買うても、それは業者が来てするんだと、そういうようなことであれば、無駄遣いになりますし、その他の課でも、いつだったか記憶にありませんが、プログラムを買う、しかし簡単な事業についてはそれですけど、あまり使わない、使いにくいというような、使うんでも小さな工事の場合は積算ができるけど、そうでないんはしないと、そういうようなお答えがあったんですが、いわゆる最近のプログラムは非常に精密高度にできておりますので、かなり高いいわゆる作業能率言うんですか、そういうことが図られますので、有効に使うのかどうか、この点お尋ねいたします。買うてもいわゆる放っておくんでは意味がないし、そういう点、まんのう町の役場の中にもいろいろなプログラムがあるかと思いますが、それがこの際ですから、どの程度活用されておるのか、あるいは使われてないのか、この点、町長、お答えお願いたします。</p>
<p>議 長 町 長</p>	<p>町長、栗田隆義君。</p> <p>えー、あの、まんのう町において購入しておりますソフトは、すべて必要であるべきソフトを買って、今しておると信じております。</p>
<p>議 長</p>	<p>他に質疑はありませんか。</p> <p>(「なし。」)</p> <p>これをもって質疑を終了いたします。</p>

日程第 65	議 長	<p>ただいま議題となっております議案第 5 3 号につきましては、教育民生常任委員会に付託いたします。</p> <p>日程第 6 5 議案第 5 4 号 平成 1 9 年度水道事業会計予算（案）の件を議題といたします。</p> <p>提出者から提案理由の説明を求めます。</p> <p>町長、栗田隆義君。</p>
	町 長	<p>それではただいま上程されました議案第 5 4 号について説明をさせていただきます。</p> <p>お手元に置くばりと思いますが、A 4 版の概要版といいますかダイジェスト版がありますので、これで説明をさせていただきたいと思います。よろしいですか。</p> <p>それでは 1 ページをお開きください。平成 1 9 年度まんのう町水道事業会計予算を次のとおり定めるものであります。第 2 条 業務の予定量を定めてございます。第 3 条、収益的収入及び支出を定めてございます。第 4 条 資本的収入及び支出を定めてございます。第 5 条 一時借入金の限度額は 1 億円を定めてございます。第 6 条 予算の流用禁止項目を掲げてございます。第 7 条 一般会計からの補助金額を定めてございます。第 8 条 棚卸資産の購入限度額を定めてございます。平成 1 9 年度まんのう町水道事業会計予算は、平成 1 8 年度 1 年間運営してまいりましたところが、実態に即した予算規模としてございます。事業収益の水道使用料金は、2 億 4, 4 7 4 万 5 千円を計上いたしております。昨年度比 3. 3 % の減となり、8 2 5 万 5 千円の減額といたしております。事業支出の主なものといたしまして、平成 2 0 年度より補助事業として取り組んでおります老朽管更新事業の事前調査費、湧水に備えるべく自己水源確保を目的として、地下水調査業務などを計上いたしております。よろしくご審議ご決定賜りますようお願いを申し上げます。</p>
日程第 66	議 長	<p>これをもって提案理由及びその内容の説明を終わります。</p> <p>これより質疑に入ります。本議案は、委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまで総括的大綱的な質疑に留めていただきたいと思います。質疑はありませんか。</p> <p>〔なし。〕</p> <p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>ただいま議題となっております議案第 5 4 号については、教育民生常任委員会に付託いたします。</p> <p>日程第 6 6 議案第 5 5 号 教育委員会委員任命の同意についての件を議題といたします。</p> <p>提案理由の説明を求めます。</p> <p>町長、栗田隆義君。</p>

日程第 67	町 長	<p>ただいま上程されました議案第 5 5 号の提案理由の説明を申し上げます。</p> <p>議案第 5 5 号は教育委員会委員任命の同意についてでございます。</p> <p>住所は香川県仲多度郡まんのう町四條 4 1 6 番の 3、氏名 岩山康子、生年月日 昭和 1 8 年 8 月 2 6 日の者を、本町教育委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。</p> <p>よろしくご決定賜りますようよろしくお願いいたします。</p>
	議 長	<p>これをもって提案理由及びその内容の説明を終わります。</p> <p>お諮りします。議案第 5 5 号は、会議規則第 3 9 条第 2 項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思えます。</p> <p>これにご異議ありませんか。</p> <p>(「なし。」)</p> <p>異議なしと認めます。よって議案第 5 5 号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。</p> <p>本案は人事案件でございますので、質疑討論を省略して採決いたしたいと思えます。</p> <p>お諮りいたします。議案第 5 5 号 教育委員会委員任命の同意については、これに同意することにご異議ありませんか。</p> <p>(「なし。」)</p> <p>異議なしと認めます。よって議案第 5 5 号 教育委員会委員任命の同意については、これに同意することに決しました。</p> <p>日程第 6 7 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦についての件を議題といたします。</p> <p>提案理由の説明を求めます。</p> <p>町長、栗田隆義君。</p>
	町 長	<p>ただいま上程されました諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦についての提案理由の説明を申し上げます。</p> <p>次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。</p> <p>住所 まんのう町新目 1 4 9 7 番地の 1、氏名 國重繁幸、生年月日 昭和 1 6 年 5 月 2 0 日生まれでございます。</p> <p>よろしくご審議のほどお願い申し上げます。</p>
	議 長	<p>これをもって提案理由及びその内容の説明を終わります。</p> <p>お諮りします。諮問第 1 号は会議規則第 3 9 条第 2 項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思えます。</p> <p>これにご異議ありませんか。</p>

<p>日程第 68</p>	<p>議 長</p>	<p>(「なし。」)</p> <p>異議なしと認めます。よって諮問第 1 号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。</p> <p>本案は人事案件でございますので、質疑討論を省略して採決いたしたいと思ひます。</p> <p>お諮りいたします。ただいま議題となっております諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦については、これに同意することにご異議ありませんか。</p> <p>(「なし。」)</p> <p>異議なしと認めます。よって諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦については、これに同意することに決しました。</p> <p>日程第 6 8 選挙第 1 号 香川県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙についての件を議題といたします。</p> <p>お諮りします。選挙の方法については、香川県後期高齢者医療広域連合規約第 8 条第 2 項の規定によって、指名推薦したいと思います。これにご異議ありませんか。</p> <p>(「なし。」)</p> <p>異議なしと認めます。従って選挙の方法は、指名推薦で行うことに決定しました。</p> <p>お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思ひます。</p> <p>これにご異議ありませんか。</p> <p>(「なし。」)</p> <p>異議なしと認めます。従って議長が指名することに決定しました。</p> <p>香川県後期高齢者医療広域連合議会議員に、高木堅君を指名します。</p> <p>お諮りします。ただいま議長が指名しました高木堅君を当選人と定めることにご異議ありませんか。</p> <p>(「なし。」)</p> <p>異議なしと認めます。従ってただいま指名した高木堅君が香川県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。</p> <p>会議規則第 3 3 条第 2 項の規定によって、当選の告知をします。</p> <p>以上で、香川県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を終わります。</p>
<p>日程第 69</p>		<p>日程第 6 9 選挙第 2 号 まんのう町外三ヶ市町山林組合議会議員の選挙についての件を議題といたします。</p> <p>お諮りします。選挙の方法については、まんのう町外三ヶ市町山林組合規約第 6 条第 3 項の規定によって、指名推薦したいと思います。</p>

	議 長	<p>これにご異議ありませんか。</p> <p>(「なし。」)</p> <p>異議なしと認めます。従って選挙の方法は指名推薦で行うことに決定しました。</p> <p>お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。</p> <p>これにご異議ありませんか。</p> <p>(「なし。」)</p> <p>異議なしと認めます。従って議長が指名することに決定しました。</p> <p>ただいまから、事務局より資料を配布いたします。</p> <p>まんのう町外三ヶ市町山林組合議会議員に、</p> <p>まんのう町七箇2762番地の2、三好勝利君</p> <p>まんのう町塩入469番地の1、鈴木操君</p> <p>まんのう町神野26番地の8、石崎頼久君</p> <p>まんのう町真野1390番地の1、岩井始君</p> <p>まんのう町岸上751番地の1、真鍋敏男君</p> <p>まんのう町吉野833番地の2、大西豊君</p> <p>まんのう町吉野680番地の1、黒木保君</p> <p>まんのう町四條785番地の13、山西毅</p> <p>まんのう町吉野下271番地の2、大岡克三君</p> <p>まんのう町東高篠201番地の5、白川博幸君</p> <p>まんのう町西高篠197番地の1、山本嘉明君</p> <p>まんのう町公文177番地の3、鎌田良秋君を指名します。</p> <p>お諮りします。ただいま議長が指名しました三好勝利君、鈴木操君、石崎頼久君、岩井始君、真鍋敏男君、大西豊君、黒木保君、山西毅、大岡克三君、白川博幸君、山本嘉明君、鎌田良秋君を当選人と定めることにご異議ありませんか。</p> <p>(「なし。」)</p> <p>異議なしと認めます。従ってただいま指名した三好勝利君、鈴木操君、石崎頼久君、岩井始君、真鍋敏男君、大西豊君、黒木保</p>
--	-----	---

<p>日程第 70</p>	<p>議 長</p>	<p>君、山西毅、大岡克三君、白川博幸君、山本嘉明君、鎌田良秋君がまんのう町外三ヶ市町山林組合議会議員に当選されました。</p> <p>議場におられる当選された諸君に会議規則第 3 3 条第 2 項の規定によって、当選の告知をします。議場におられない諸君には、同規定による当選の告知を後刻、本人宛に行うことにいたします。</p> <p>以上で、まんのう町外三ヶ市町山林組合議会議員の選挙を終わります。</p> <p>日程第 7 0 選挙第 3 号 まんのう町外三ヶ市町（七箇地区）山林組合議会議員の選挙についての件を議題といたします。</p> <p>お諮りします。選挙の方法については、まんのう町外三ヶ市町（七箇地区）山林組合同規約第 6 条第 2 項の規定によって、指名推薦にしたいと思います。</p> <p>これにご異議ありませんか。</p> <p>(「なし。」)</p> <p>異議なしと認めます。従って選挙の方法は指名推薦で行うことに決定しました。</p> <p>お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。</p> <p>これにご異議ありませんか。</p> <p>(「なし。」)</p> <p>異議なしと認めます。従って議長が指名することに決定しました。</p> <p>ただいまから、事務局より資料の配布をいたされます。</p> <p>まんのう町外三ヶ市町（七箇地区）山林組合議会議員に、</p> <p>まんのう町七箇 2 7 6 2 番地の 2、三好勝利君</p> <p>まんのう町塩入 4 6 9 番地の 1、鈴木操君</p> <p>まんのう町帆山 1 2 9 番地の 2、小山保則君</p> <p>まんのう町神野 2 6 番地の 8、石崎頼久君</p> <p>まんのう町真野 1 3 9 0 番地の 1、岩井始君</p> <p>まんのう町岸上 7 5 1 番地の 1、真鍋敏男君</p> <p>まんのう町吉野 8 3 3 番地の 2、大西豊君</p> <p>まんのう町吉野 6 8 0 番地の 1、黒木保君</p> <p>まんのう町四條 7 8 5 番地の 1 3、山西毅</p>
---------------	------------	---

<p>日程第 71</p>	<p>議 長</p>	<p>まんのう町吉野下 2 7 1 番地の 2、大岡克三君  まんのう町東高篠 2 0 1 番地の 5、白川博幸君  まんのう町西高篠 1 9 7 番地の 1、山本嘉明君  まんのう町公文 1 7 7 番地の 3、鎌田良秋君を指名します。</p> <p>お諮りします。ただいま議長が指名しました三好勝利君、鈴木操君、小山保則君、石崎頼久君、岩井始君、真鍋敏男君、大西豊君、黒木保君、山西毅、大岡克三君、白川博幸君、山本嘉明君、鎌田良秋君を当選人と定めることにご異議ありませんか。</p> <p>(「なし。」)</p> <p>異議なしと認めます。従ってただいま指名しました三好勝利君、鈴木操君、小山保則君、石崎頼久君、岩井始君、真鍋敏男君、大西豊君、黒木保君、山西毅、大岡克三君、白川博幸君、山本嘉明君、鎌田良秋君がまんのう町外三ヶ市町（七箇地区）山林組合議会議員に当選されました。</p> <p>議場におられる当選された諸君に会議規則第 3 3 条第 2 項の規定によって、当選の告知をします。議場におらない諸君には、同規定による当選の告知を後刻、本人宛に行うことにいたします。</p> <p>以上で、まんのう町外三ヶ市町（七箇地区）山林組合議会議員の選挙を終わります。</p> <p>日程第 7 1 選挙第 4 号 まんのう町外二ヶ市町（十郷地区）山林組合議会議員の選挙についての件を議題といたします。</p> <p>お諮りします。選挙の方法については、まんのう町外二ヶ市町（十郷地区）山林組合同規約第 6 条第 3 項の規定によって、指名推薦にしたいと思います。</p> <p>これにご異議ありませんか。</p> <p>(「なし。」)</p> <p>異議なしと認めます。従って選挙の方法は指名推薦で行うことに決定しました。</p> <p>お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。</p> <p>これにご異議ありませんか。</p> <p>(「なし。」)</p> <p>異議なしと認めます。従って議長が指名することに決定しました。</p> <p>ただいまから、事務局より資料の配布をいたされます。</p> <p>まんのう町外二ヶ市町（十郷地区）山林組合議会議員に、</p>
---------------	------------	---

	議 長	<p>まんのう町五條8番地の1、堀田義一君を指名します。</p> <p>お諮りします。ただいま議長が指名しました堀田義一君を当選人と定めることにご異議ありませんか。</p> <p>異議なしと認めます。従って、ただいま指名しました堀田義一君がまんのう町外二カ市町（十郷地区）山林組合議会議員に当選されました。会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知は後刻、本人宛に行うことにいたします。</p> <p>以上で、まんのう町外二ヶ市町（十郷地区）山林組合議会議員の補欠選挙を終わります。</p> <p>以上で、本日の日程は、全部終了しました。</p> <p>なお、次回会議の再開は3月12日、午前9時30分といたします。本議場にご参集ください。</p> <p>本日はこれで散会いたします。</p> <p style="text-align: right;">散会 17時20分</p>
--	-----	--

地方自治法第123条第3項の規定により署名する。

平成19年3月9日

まんのう町議会議長

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員